

亀山市高齢者福祉計画

〔令和6(2024)年度～令和8(2026)年度〕

令和6年3月



はじめに

わが国では、世界でも類を見ない急速な高齢化の進展や、少子化による人口減少によって、本格的な「少子・超高齢社会」を迎えています。

本市におきましても、団塊のジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年には、高齢化率が30%を超えると見込まれており、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などに伴い、医療・介護の需要はさらに増加・多様化していくものと推測されます。



一方で、今後、生産年齢人口は減少していくことが見込まれていることから、地域全体で互いに支え合う仕組みづくりを進めるとともに、人生100年時代に備え、充実した高齢期を迎えられるよう、高齢者自身も地域の担い手として、生涯にわたり活躍し続けられる体制を構築していく必要があります。

コロナ禍により、様々な活動の停滞を余儀なくされてきましたが、5類感染症移行を契機として、人々の交流が活発化してきており、新たな計画におきましても、「高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち」を基本理念として、これまでの取り組みを発展させることにより、高齢者を含むあらゆる地域住民などが参画して支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、本市ならではの地域包括ケアシステムを深化・推進してまいります。

今後、計画に掲げる目標の実現に向けて取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました亀山市高齢者福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

亀山市長

櫻井義之

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の概要	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の期間	3
(3) 日常生活圏域の設定	4
(4) SDGs との関係整理	6
第2章 市における高齢者の状況	7
1 人口及び要介護認定等の推移と将来推計	8
(1) 人口の推移と将来推計	8
(2) 要介護認定等の推移及び推計	10
2 高齢者を取り巻く現状	11
(1) 高齢者の世帯等の状況	11
(2) アンケート結果の概要	12
第3章 課題の整理と計画がめざすもの	17
1 これまでの成果と課題	18
2 計画の体系と施策の方向性	20
(1) 基本理念	20
(2) 基本目標及び施策の方向性	20
第4章 施策の展開	23
基本目標1 地域包括ケア推進のための基盤整備	24
(1) 高齢者の相談支援体制の整備	24
(2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	27
基本目標2 在宅医療・介護連携の充実	29
在宅医療・介護に係る多職種連携の強化	29
基本目標3 認知症高齢者支援の推進	31
(1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり	31
(2) 虐待対応、成年後見制度などの権利擁護	34
基本目標4 介護予防・生活支援サービスの充実	37
(1) 介護予防・健康づくり支援の一体的提供	37
(2) 生活支援サービスの提供・見守り支援	40
基本目標5 住まいと暮らしの環境づくり	42
高齢者の住まいのセーフティネット	42
第5章 計画の推進	47
計画の推進体制	48
資料編 参考資料	51
策定の体制	52
策定までの経過	53
関係規定	54
委員名簿	58
用語解説	59

第Ⅰ章

計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

(I) 計画策定の背景と趣旨

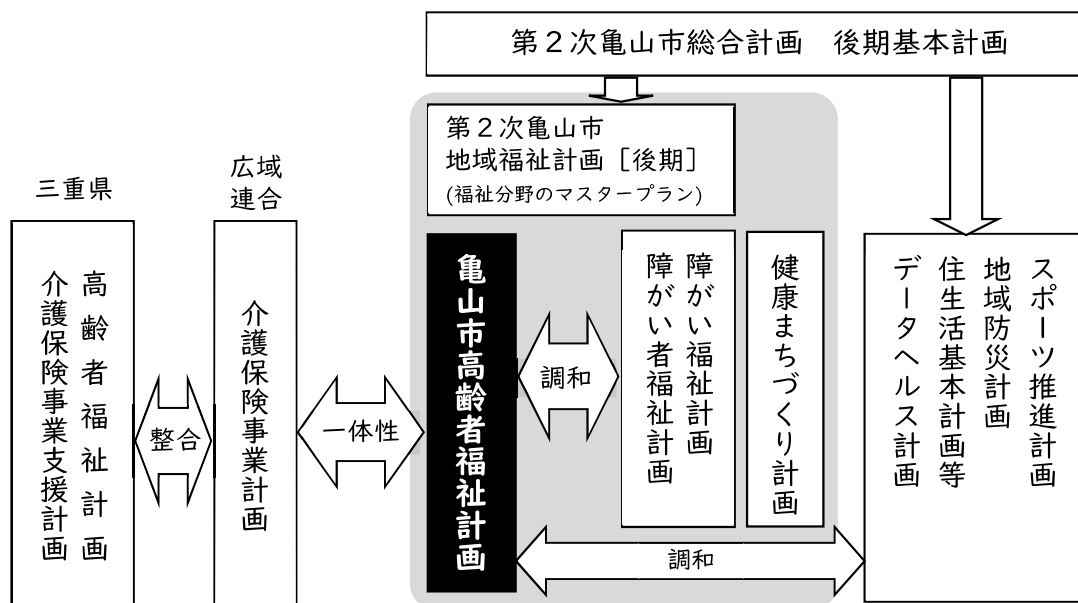
- 我が国の総人口は、令和4(2022)年10月1日現在で、1億2,495万人となっており、65歳以上人口が総人口に占める割合(高齢化率)は29.0%となっています。
- 「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年以降、一旦、高齢者人口の増加は鈍化すると見込まれるものの、いわゆる「団塊ジュニア」世代が65歳以上となる令和22(2040)年には再び高齢化率が急上昇し、医療と介護を必要とする人が増加する一方で、現役世代が減少して、それらを支える人材の不足が懸念されています。
- このような中、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、平成27(2015)年の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されるなど、地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築が推進されています。
- また、令和5年6月には、認知症の人が尊厳を守り希望を持って暮らせるよう、国と自治体が関連施策に取り組むことを求めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しており、本市でも、鈴鹿亀山地区広域連合(以下、「広域連合」という。)と連携しつつ、在宅介護医療連携や認知症施策において、亀山市独自の地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- さらに、本市は、平成22(2010)年に健康都市連合に加盟し、第2次亀山市総合計画において「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」を将来都市像に掲げ、健康寿命をのばす取り組みなど健康に関するさまざまな施策と高齢者のフレイル対策や認知症予防・介護予防施策を一体的に進めています。
- しかしながら、令和2(2020)年以降に大流行した新型コロナウイルス感染症は、それまでも指摘されていた人と人とのつながりの希薄化に拍車をかけ、地域の中で孤立する人が出てきたり、支えるべき人の存在に気づかなくなったりするなど、地域社会の中で、高齢者、障がい者、子どもなどの分野別の支援では対応できない多様化、複雑化した問題がこれまで以上に顕在化するようになっていきます。
- このような課題に対応するため、平成30(2018)年に施行された改正社会福祉法に基づき、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化や、包括的な相談支援体制の整備が進められていることから、本市では、令和4(2022)年度から、重層的支援体制整備事業を開始しています。
- 今後、高齢化、人口減少社会の中で、高齢者支援のニーズは複雑化・多様化することが見込まれ、また、高齢者を含むあらゆる地域住民などが参画して支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、より一層、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められることから、これまでの本市での取組を受け継ぎつつ、令和22(2040)年を見据えた高齢者福祉施策の方向性を明らかにするため、本計画を策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

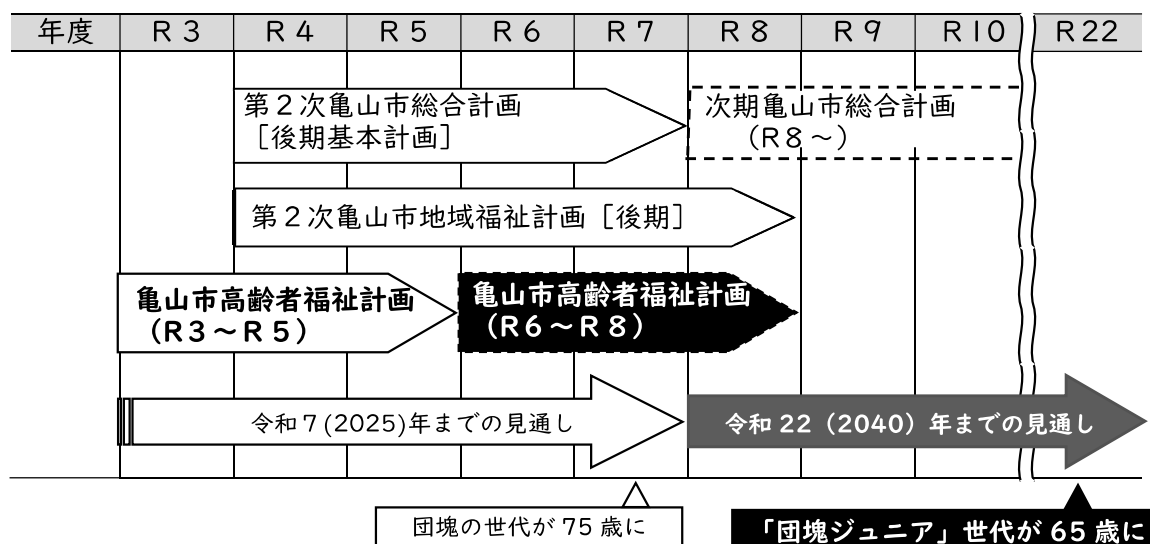
○本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に定められている市町村老人福祉計画であり、介護保険法第 117 条に定められている介護保険事業計画と一体的に策定するとともに、高齢者の福祉に関する事項を定める他の計画との調和を保つものとします。

■他計画との関係



(2) 計画の期間

○本計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間を計画期間とします。また、これまで長期的な見通し目標としてきた団塊の世代が 75 歳となる令和 7（2025）年を計画期間内に迎えることから、本計画からは、いわゆる「団塊ジュニア」世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を見据えた計画としています。

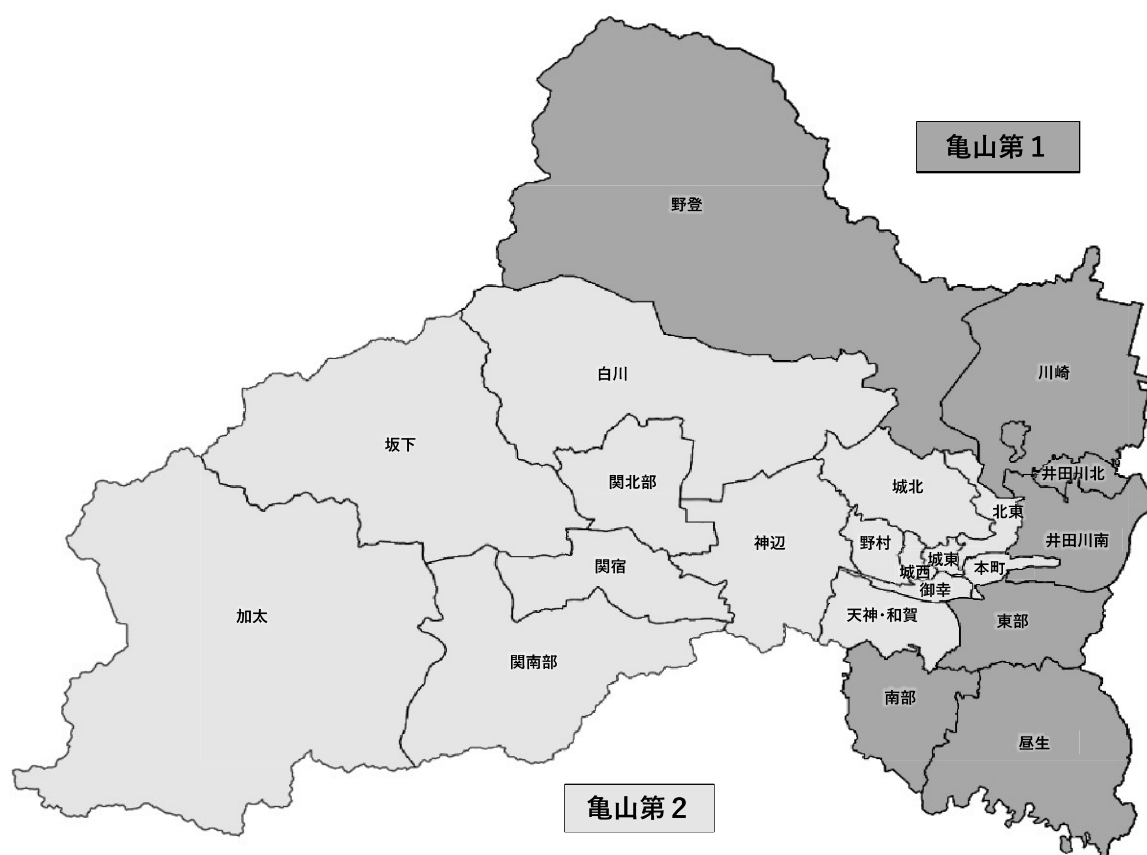


(3) 日常生活圏域の設定

○鈴鹿亀山地区広域連合第9期介護保険事業計画では、高齢者ができるだけ身近な地域で介護サービスや支援・相談等が受けられるよう、また、きめ細やかに包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築と総合相談や地域密着型サービス等の提供を進めるため、亀山市域に「亀山第1」と「亀山第2」の2圏域の日常生活圏域が下図のとおり設定されています。

○この2圏域は、住民主体の地域づくりとの協調を図るため、地域まちづくり協議会単位で区分されており、それぞれの圏域に1か所ずつ、地域型地域包括支援センターが設置されています。

■ 日常生活圏域



※上図内の名称と境界線は、各地域まちづくり協議会の地区名と区域を表しています。

■日常生活圏域の区域一覧

圏域名	地域まちづくり協議会名	区 域
亀山第1	井田川北まちづくり協議会	みどり町 みずほ台 みずきが丘 川合町（ひとみが丘、山田）
	井田川地区南まちづくり協議会	小下町 栄町 井尻町 和田町 井田川町 川合町（ひとみが丘、山田 以外）
	川崎地区まちづくり協議会	田村町 長明寺町 太森町 川崎町 能褒野町
	野登地区まちづくり協議会	安坂山町 両尾町 辺法寺町
	東部地区まちづくり協議会	阿野田町 管内町 北鹿島町 南鹿島町
	南部地区まちづくり協議会	安知本町 田茂町 楠平尾町
	昼生地区まちづくり協議会	三寺町 中庄町 下庄町
亀山第2	白川地区まちづくり協議会	白木町 小川町
	神辺地区ふれあいまちづくり協議会	布気町 太岡寺町 小野町 木下町 山下町
	野村地区まちづくり協議会	野村町 北野町 南野町 野村一丁目 野村二丁目 野村三丁目 野村四丁目
	城東地区まちづくり協議会	東町 江ヶ室町 中屋敷町 東丸町 本丸町 東町一丁目 東町二丁目 江ヶ室一丁目 江ヶ室二丁目
	城西地区まちづくり協議会	西丸町 市ヶ坂町 若山町 西町 南崎町
	城北地区まちづくり協議会	亀田町 羽若町 住山町 アイリス町
	御幸地区まちづくり協議会	東御幸町 御幸町
	本町地区まちづくり協議会	本町 高塚町 上野町 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目
	北東地区まちづくり協議会	北町 北山町 東台町 渋倉町 椿世町
	天神・和賀地区まちづくり協議会	海本町 天神町 和賀町 天神一丁目 天神二丁目 天神三丁目 天神四丁目
	関宿まちづくり協議会	関町新所 関町中町 関町泉ヶ丘 関町富士ハイツ 関町小野 関町木崎の一部
	関北部地区まちづくり協議会	関町会下 関町鷺山 関町白木一色 関町木崎の一部
	関南部地区まちづくり協議会	関ヶ丘 関町古厩 関町萩原 関町福德 関町久我 関町金場 関町越川
	坂下地区まちづくり協議会	関町市瀬 関町沓掛 関町坂下
	加太地区まちづくり協議会	加太市場 加太向井 加太梶ヶ坂 加太神武 加太板屋 加太北在家 加太中在家

(4) SDGs との関係整理

- 国連サミットにおいて平成 27（2015）年 9 月に採択された「持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）」は、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。
- SDGs は国際的課題の解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには、国はもとより、自治体、民間企業等の団体、それらを構成する一人ひとりの意識と行動が必要です。
- そこで、本計画の策定にあたって、SDGs の理念を踏まえることとし、第 4 章の施策（基本目標）に関わる目標（ゴール）のアイコンを表示することとします。



第2章

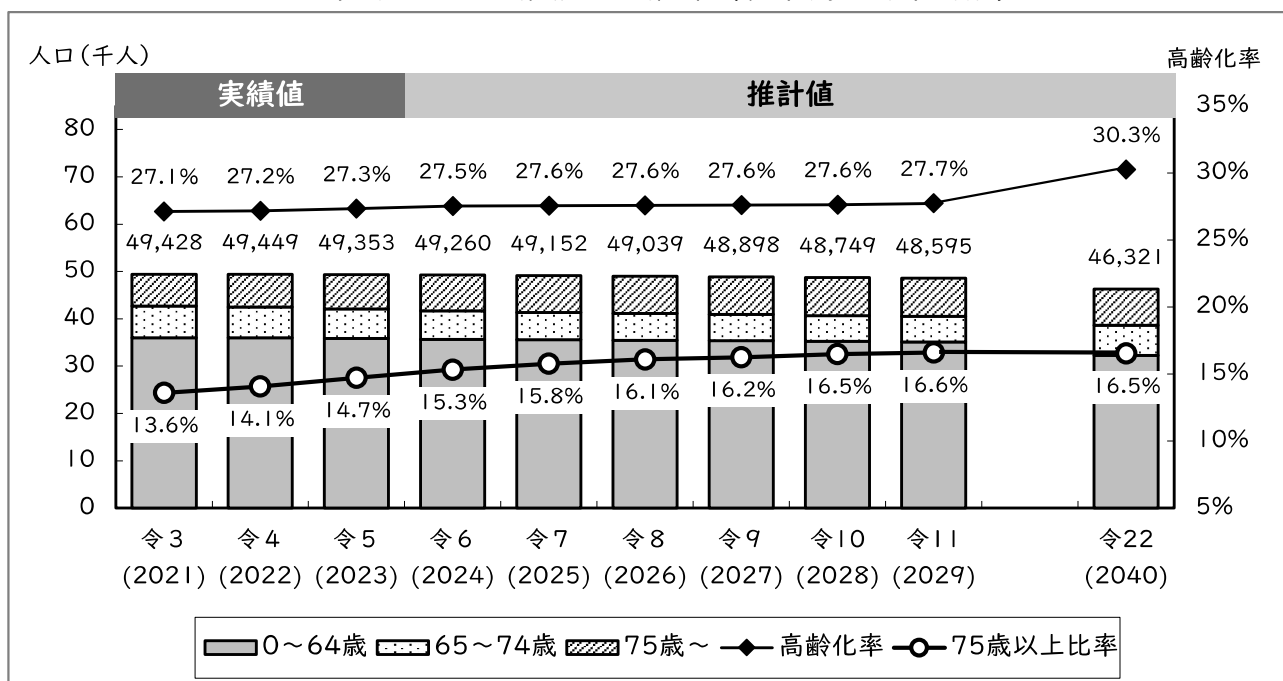
市における高齢者の状況

I 人口及び要介護認定等の推移と将来推計

(1) 人口の推移と将来推計

- 本市の総人口は、令和5（2023）年9月末現在で49,353人となっています。また、老年人口（65歳以上）が総人口に占める割合（高齢化率※）は27.3%、75歳以上の人口が総人口に占める割合（75歳以上比率）は14.7%となっています。
- 本計画期間内の高齢化率はほぼ横ばいですが、「団塊ジュニア」世代が65歳以上となる令和22（2040）年の総人口は、46,321人となり、3,032人減少する見込みです。また、高齢化率は30.3%、75歳以上比率は16.5%となり、高齢化率で3ポイント、75歳以上比率で1.8ポイント上昇する見込みとなっています。

■ 年齢別人口の推移及び推計（各年度9月末時点）



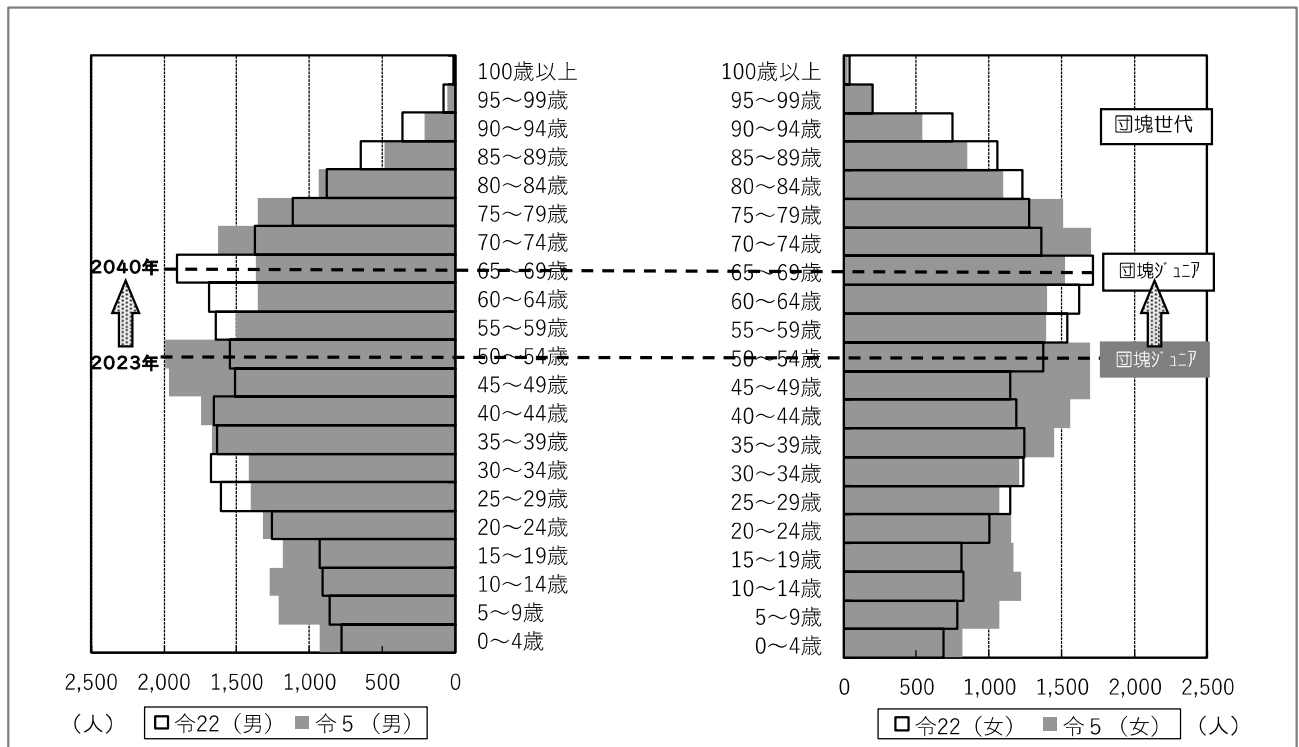
項 目	実 績			推 計（計画期間）			推 計			推 計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
0～64歳人口	36,017	36,013	35,865	35,698	35,604	35,515	35,407	35,277	35,118	32,308
65歳以上人口	13,411	13,436	13,488	13,562	13,548	13,524	13,491	13,472	13,477	14,013
65～74歳	6,690	6,481	6,225	6,017	5,800	5,638	5,547	5,432	5,411	6,359
75歳以上 (80歳以上)	6,721 (4,236)	6,955 (4,305)	7,263 (4,396)	7,545 (4,492)	7,748 (4,509)	7,886 (4,498)	7,944 (4,701)	8,040 (4,962)	8,066 (5,185)	7,654 (5,261)

出典：鈴鹿亀山地区広域連合計画より作成

※ 令和4（2022）年現在の高齢化率は、全国平均で29.0%、最も高い秋田県で38.6%、最も低い東京都で22.8%となっています。

○本市の人口ピラミッドをみると、令和 22（2040）年には、団塊の世代の子どもたち（団塊ジュニア世代）が高齢者（65 歳以上）となり、それ以降は、再び後期高齢者（75 歳以上）が増加していくものと考えられます。

■ 令和 5（2023）年と令和 22(2040)年推計の人口ピラミッド

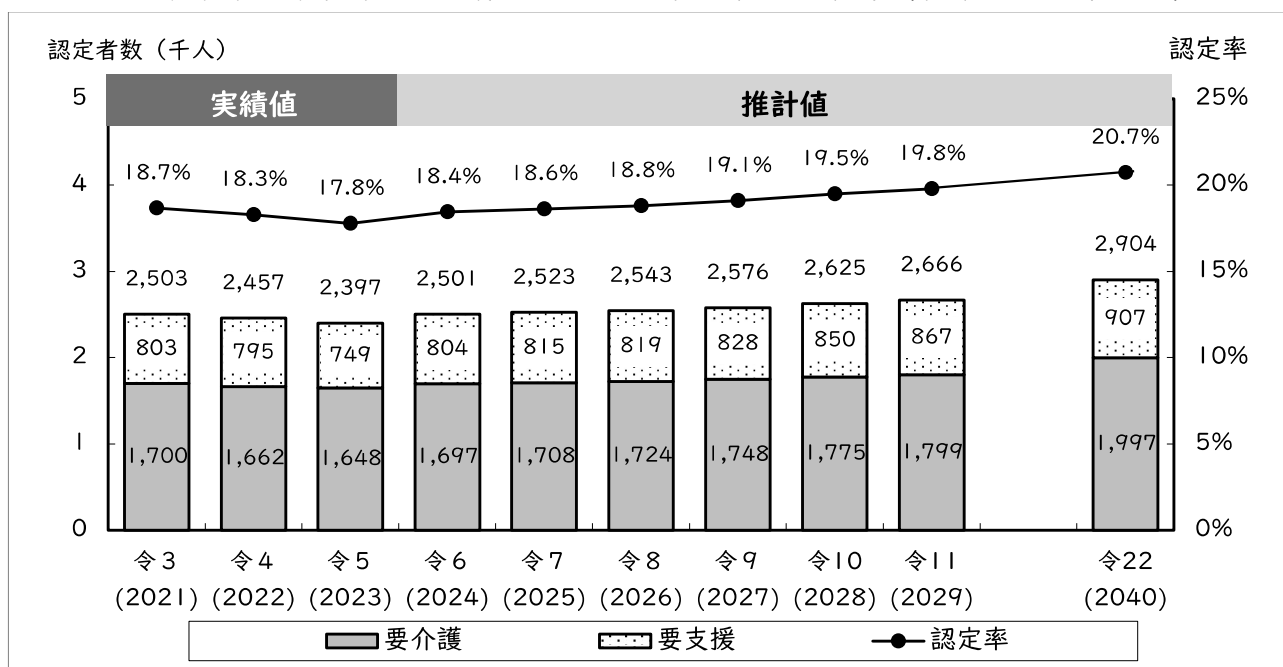


出典：健康福祉部

(2) 要介護認定等の推移及び推計

○本市の要支援・要介護認定者数及び認定率は、広域連合において、令和 5（2023）年度の 2,397 人から、令和 8（2026）年度には 2,543 人、認定率は 18.8%になるものと見込まれており、認定率の高い 75 歳以上の高齢者が増加することに伴い認定者数も増加し、令和 11（2029）年度には 2,666 人で認定率は 19.8%に、令和 22（2040）年度には 2,904 人で認定率は 20.7%になるものと見込まれています。

■ 要支援・要介護別認定者数及び認定率の推移と推計（各年度 9 月末時点）



出典：鈴鹿亀山地区広域連合計画より作成

※認定者数は第 1 号被保険者分（65 歳以上）及び第 2 号被保険者分（40 歳から 64 歳）の合計値ですが、認定率は第 2 号被保険者を含む要支援・要介護認定者数を第 1 号被保険者数で（65 歳以上人口）で割ったものです。

○令和 3（2021）年の鈴鹿市・亀山市の平均寿命、健康寿命※及びその差をみると、男性、女性とも三重県全体の平均とほぼ同様の数値となっています。

■ 平均寿命と健康寿命（令和 3 年）

地域	男			女		
	平均寿命	健康寿命	差	平均寿命	健康寿命	差
鈴鹿市・亀山市	82.2 歳	79.3 歳	2.9 歳	87.4 歳	81.1 歳	6.3 歳
三重県	81.8 歳	79.0 歳	2.8 歳	87.7 歳	81.3 歳	6.4 歳

出典：三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ」ホームページ

※三重県の健康寿命は、厚生労働省から発表されている健康上の問題で日常生活が制限されていない期間の平均ではなく、要介護認定を受けた時点からの平均余命を障がい期間として算出されています。

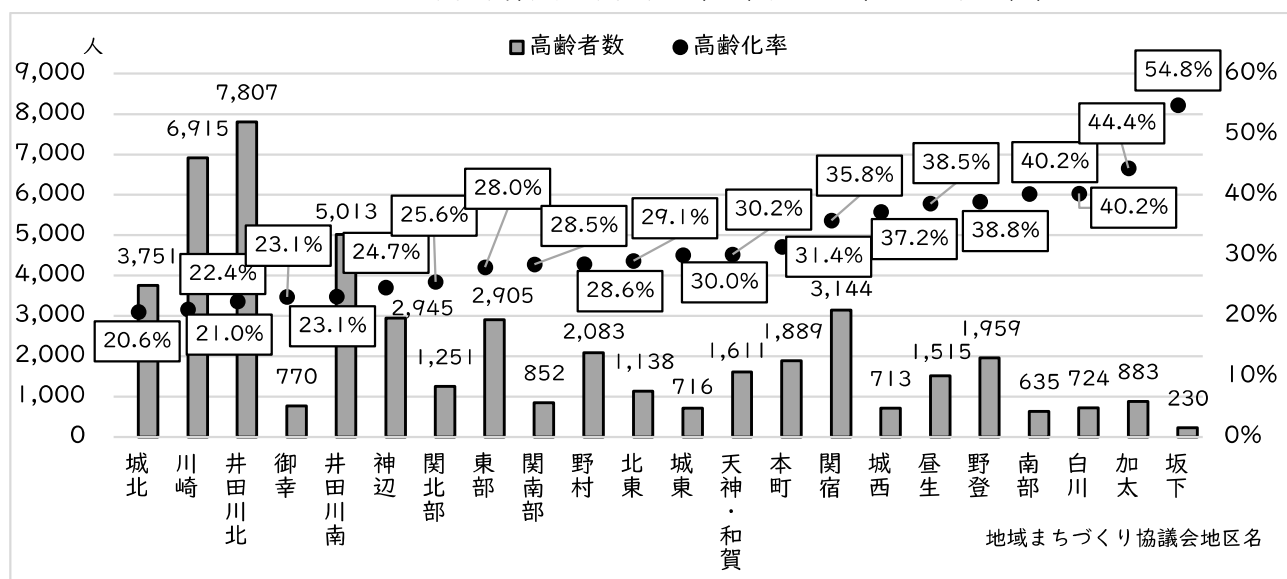
2 高齢者を取り巻く現状

(1) 高齢者の世帯等の状況

○本市の地区別の高齢者数・高齢化率をみると、坂下地区が230人で高齢化率が54.8%と最も高く、次いで加太地区が883人で44.4%となっているほか、白川、南部、野登、昼生地区でそれぞれ38%以上と高くなっています。

○反対に、城北地区は3,751人で20.6%と最も低くなっており、川崎、井田川北、御幸、井田川南、神辺、関北部地区は市の平均（27.2%）を下回っています。

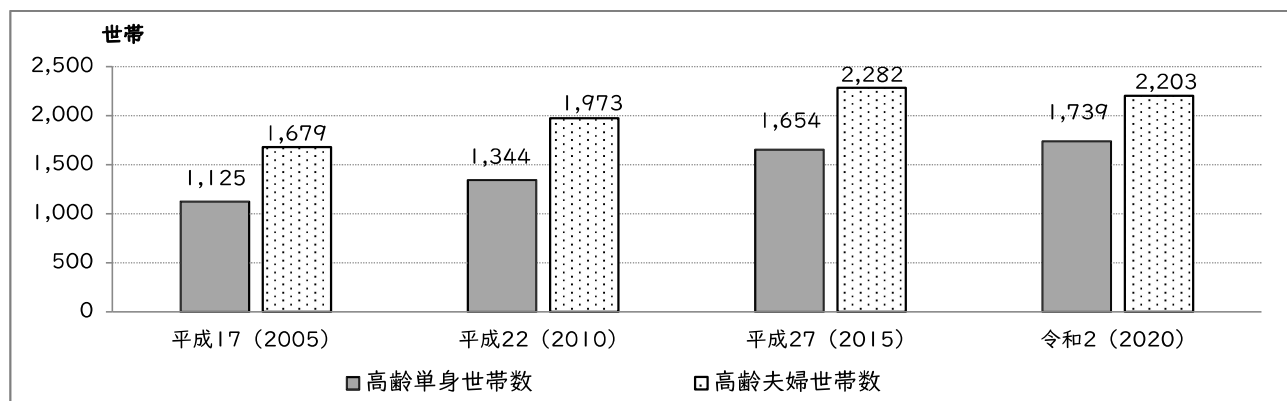
■ 地区別の高齢者数・高齢化率（令和4年10月現在）



出典：令和4年度版地域福祉カルテ資料より作成

○本市の高齢単身世帯は、令和2（2020）年10月1日現在で1,739世帯、高齢夫婦世帯（夫婦とも65歳以上の夫婦のみの世帯）は2,203世帯となっています。平成17（2010）年と比較すると、高齢単身世帯は614世帯、高齢夫婦世帯は524世帯の増となっています。

■ 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の推移



出典：総務省統計局「国勢調査」より作成

(2) アンケート結果の概要

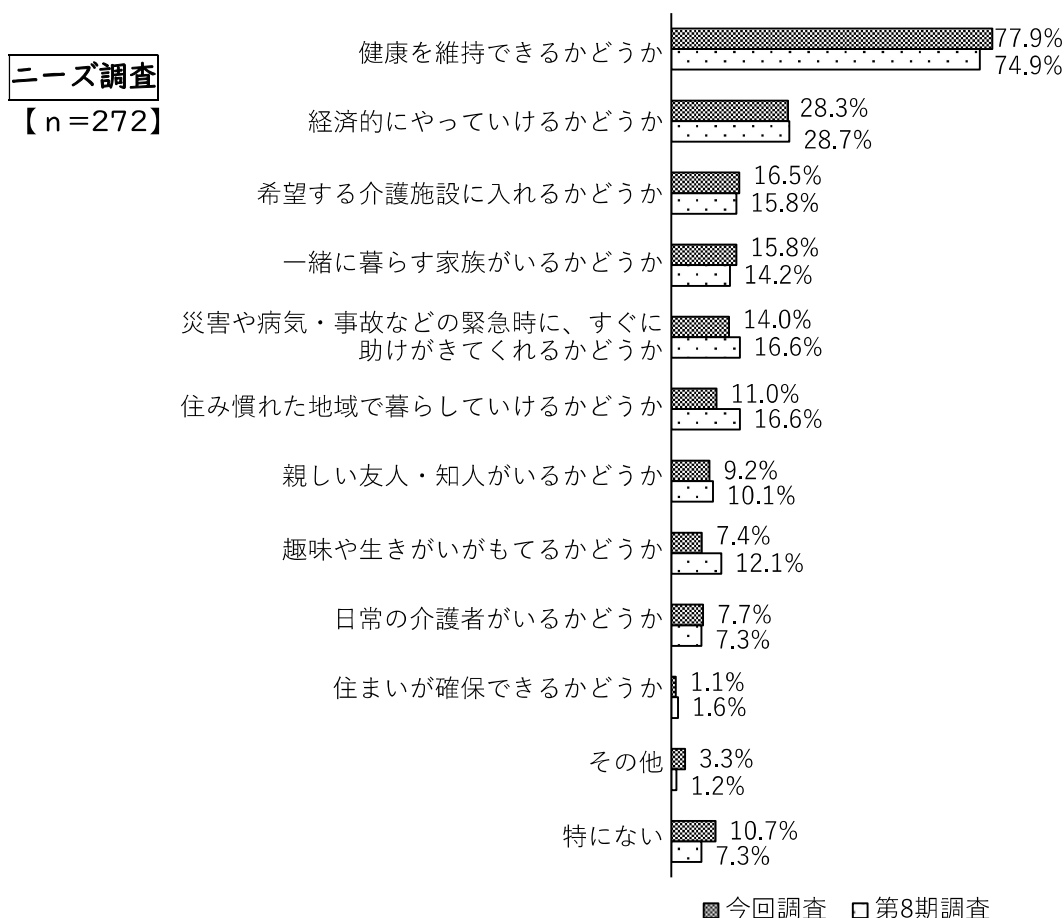
○広域連合が令和4（2022）年度に実施した第9期介護保険事業計画策定時の在宅介護実態調査（以下、「在宅調査」という。）、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）及び第2号被保険者調査（以下、「2号調査」という。）の結果※から、亀山市の高齢者の状況を整理します。

① 地域包括ケアシステム推進のための体制づくりについて

○高齢者が将来に向けて不安に思うことについては、「健康を維持できるかどうか」が77.9%と突出して高く、次いで「経済的にやっていけるかどうか」(28.3%)が続いています。一方、「特にない」は10.7%となっています。

○広域連合が令和元（2019）年度に実施した第8期介護保険事業計画策定時の調査（以下、「第8期調査」という。）と比較すると、「健康を維持できるかどうか」が3.0ポイント上昇しています。一方、「住み慣れた地域で暮らしていけるかどうか」は5.6ポイント、「趣味や生きがいがあるかどうか」は4.7ポイント、それぞれ低下しています。また、「特にない」は3.4ポイント上昇しています。

■ 将来に向けて不安に思うこと（3つまで選択可）



※「在宅調査」は要介護1～5認定者とその介護者、「ニーズ調査」はそれ以外の介護保険被保険者（65歳以上）、「2号調査」は介護保険被保険者（55歳以上）で要介護・支援認定を受けていないものを対象としています。

②切れ目のない在宅医療と介護連携の推進について

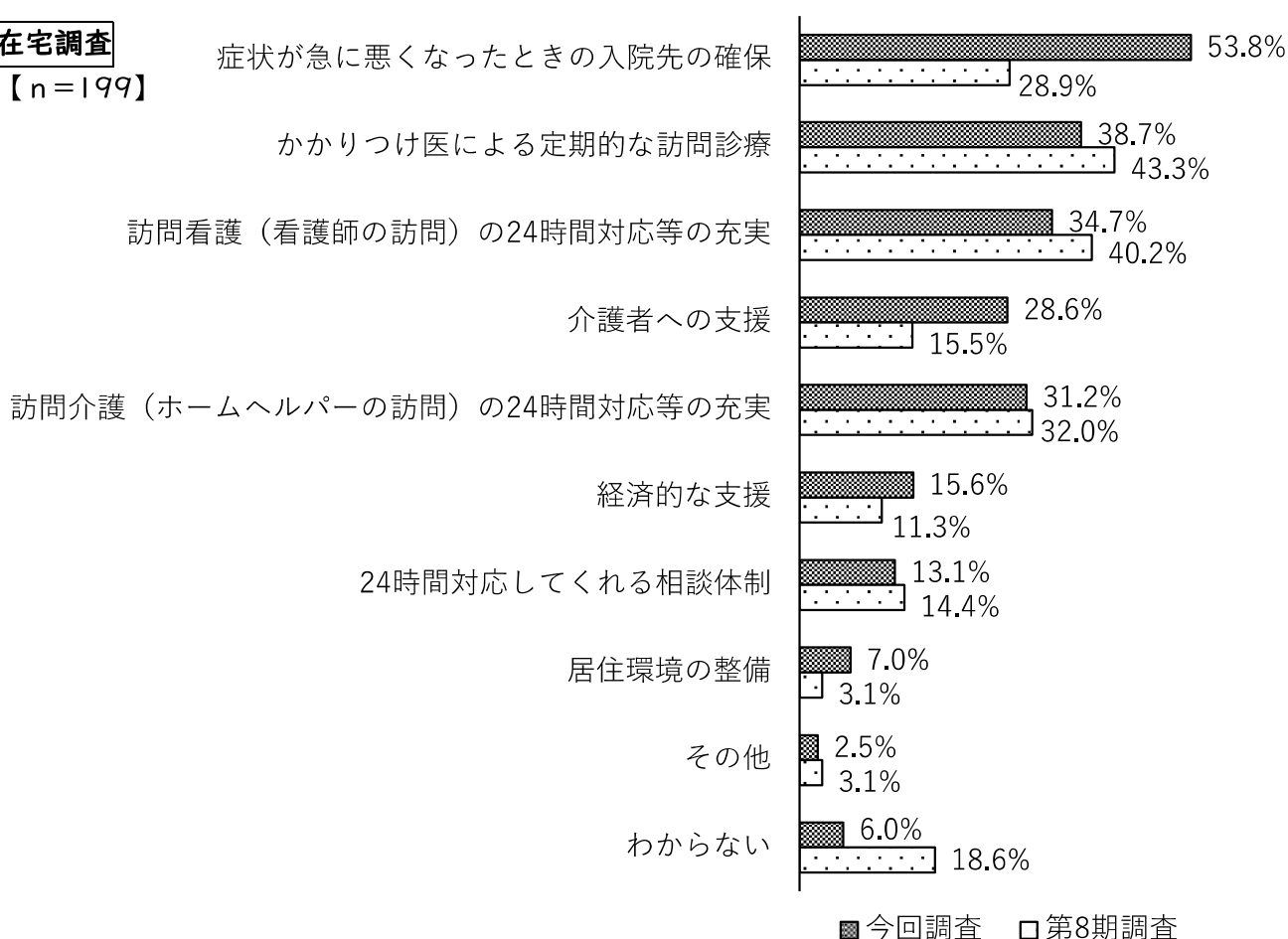
○自宅で最期まで療養するために必要なことについては、「症状が急に悪くなったときの入院先の確保」が53.8%と最も高く、次いで「かかりつけ医による定期的な訪問診療」(38.7%)、「訪問看護（看護師の訪問）の24時間対応等の充実」(34.7%)と続いています。

○第8期調査と比較すると、「症状が急に悪くなったときの入院先の確保」が24.9ポイント、「介護者への支援」が13.1ポイント上昇しています。

■自宅で最期まで療養するために必要なこと（3つまでを選択）

在宅調査

【n=199】



③認知症高齢者支援の推進について

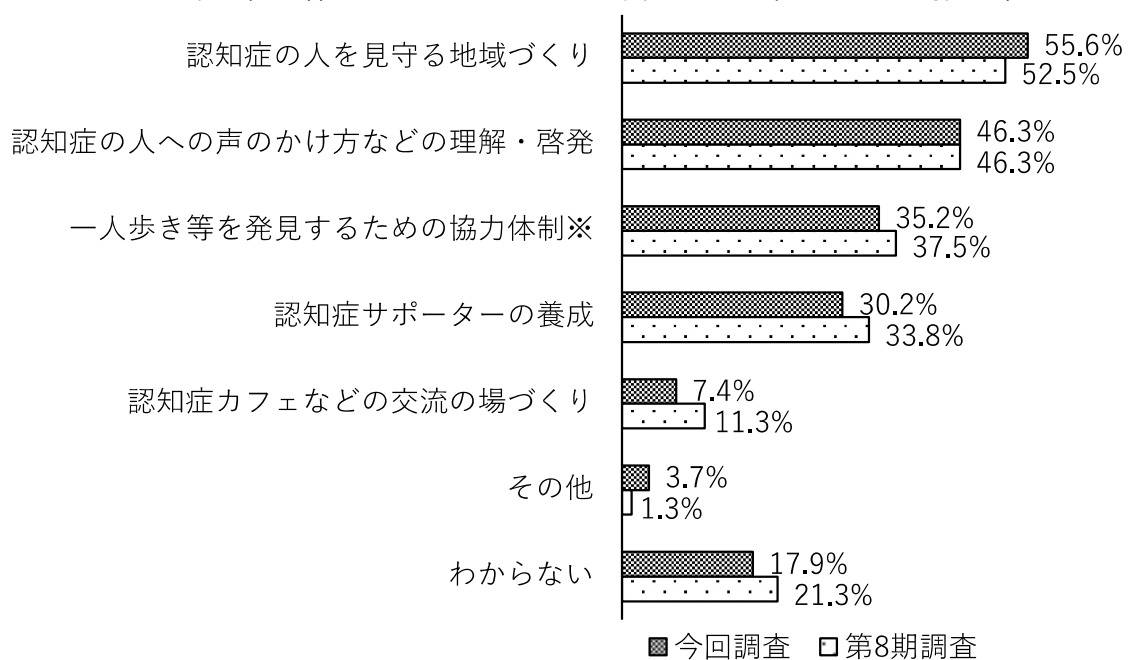
○認知症の人が地域の中で暮らしていくために必要なことについては、「認知症の人を見守る地域づくり」が55.6%と最も高く、次いで「認知症の人への声のかけ方などの理解・啓発」(46.3%)、「一人歩き等を発見するための協力体制」(35.2%)と続いています。

○第8期調査と比較すると、「認知症の人を見守る地域づくり」が3.1ポイント上昇する一方、「認知症カフェなどの交流の場づくり」は3.9ポイント、「認知症サポーターの養成」は3.6ポイント、それぞれ低下しています。

■認知症の人が地域の中で暮らしていくために必要なこと（3つまで選択可）

在宅調査

【n=162】

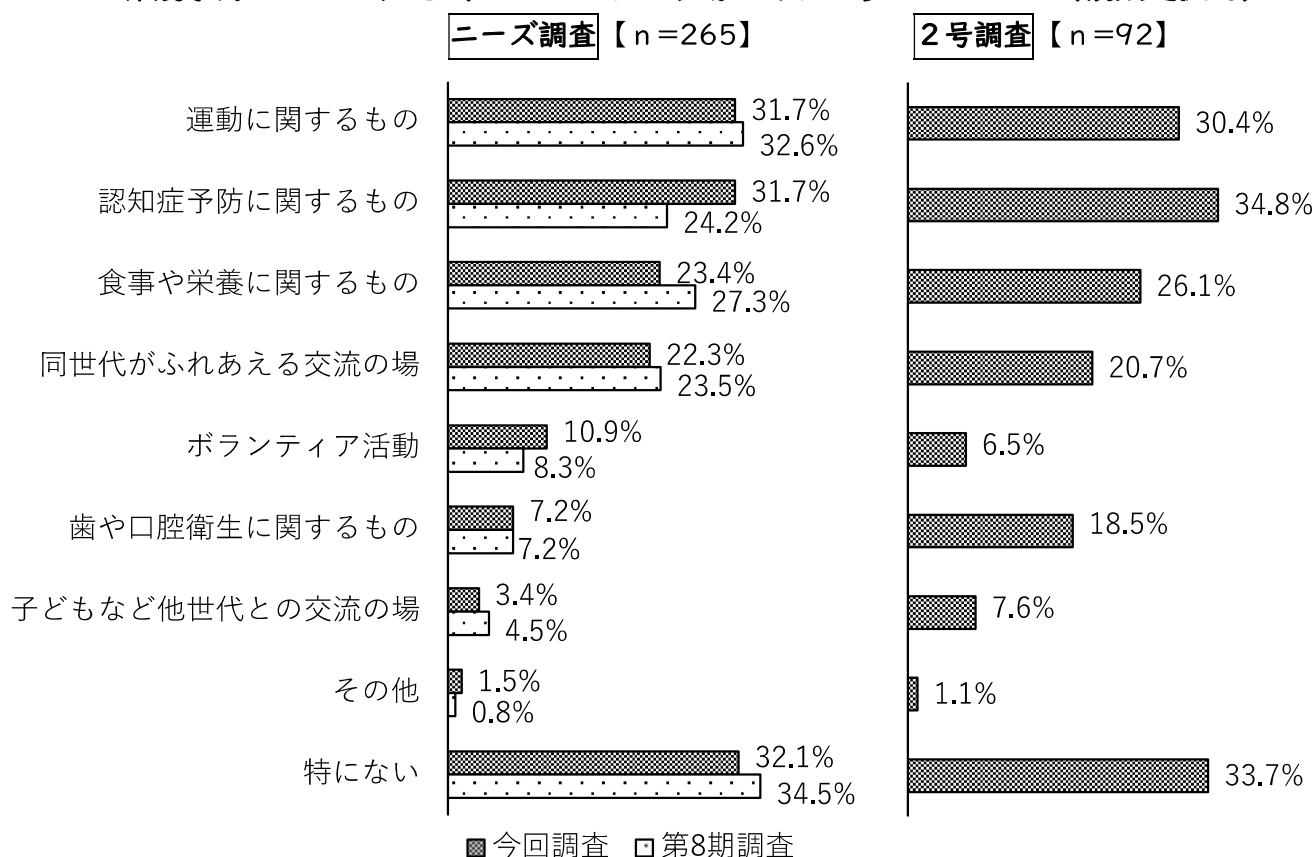


④介護予防・生活支援サービスの充実について

○介護予防のために地域であれば参加したい活動については、ニーズ調査では「特にない」が32.1%と最も高くなっています。また、2号調査では「歯や口腔衛生に関するもの」も18.5%と高くなっています。

○参加したい活動としては、両調査とも「運動に関するもの」、「認知症予防に関するもの」、「食事や栄養に関するもの」、「同世代がふれあえる交流の場」が上位となっています。

■介護予防のために、地域でどのような活動があれば参加したいか（複数選択可）

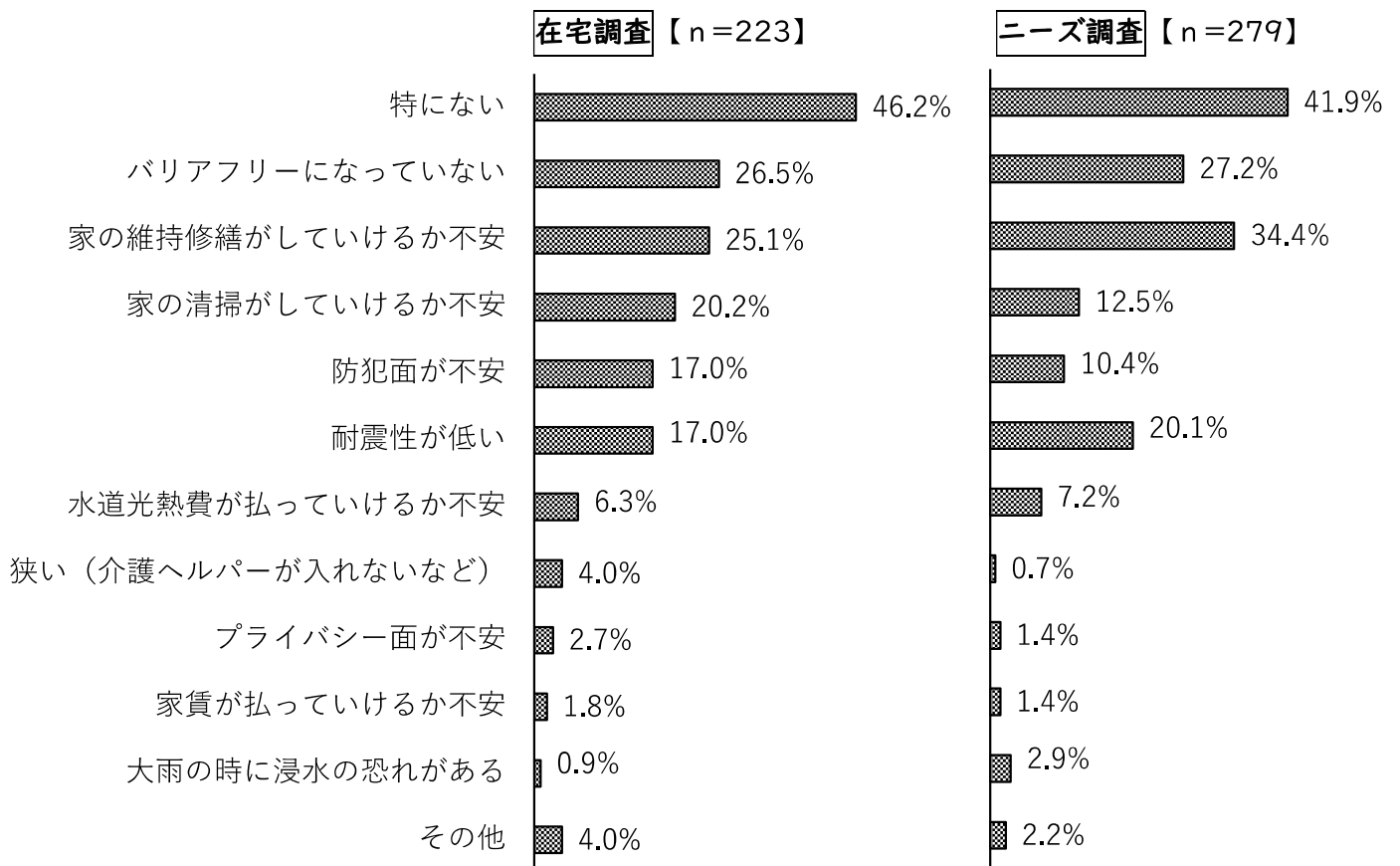


⑤安心して地域で暮らせる環境づくりについて

○現在の住まいに対する今後に向けての不安については、在宅調査、ニーズ調査とも「特
にない」が最も高く（46.2%、41.9%）なっています。

○不安に思うこととしては、「バリアフリーになっていない」、「家の維持修繕がしていけ
るか不安」が上位回答であり、それに続くのが「家の清掃がしていけるか不安」、「防
犯面が不安」、「耐震性が低い」となっています。

■現在の住まいに対する不安（複数選択可）



第3章

課題の整理と計画がめざすもの

I これまでの成果と課題

- 市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立と尊厳ある暮らしができるよう、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協力によって「地域包括ケアシステム」の実現をめざしています。
- 前計画では、団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、それまでの取り組みを発展させ、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってきたところです。

目標1 地域包括ケアシステム推進のための体制づくり

- 地域包括支援センターでは、民生委員・児童委員との協力を図りながら、地域との連携強化や市民が相談しやすい窓口の構築が進められていますが、今後は、総合相談窓口の周知を図るとともに、地域ケア会議の在り方を見直しつつ、福祉以外の相談窓口や関係機関と連携して、高齢者を取り巻く諸問題解決に向け、重層的支援体制が構築されるよう調整を図る必要があります。
- また、生活支援コーディネーターによって、地域の社会資源に関する情報を収集・整理し、草刈りやゴミ出し等の支え合い活動を促進してきましたが、今後は、あらゆる市民活動を資源として、高齢者の社会参加を促進しながら、高齢者の就職機会を確保に努めるとともに、地域で高齢者を支援する活動の担い手の育成やそれらの人材を主体とした活動を増やしていく必要があります。

目標2 切れ目のない在宅医療と介護連携の推進

- 市では、医師会等の協力のもと、市独自の在宅医療・介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用していますが、市内に、新たに開設された在宅療養支援診療所との連携を契機として、システムの新規登録者数が増加し、在宅医療・介護に係る多職種連携の必要性の高まりと共に、これまで以上にシステムの活用が活性化されています。
- また、市立医療センターにおける、地域包括ケア病床による在宅復帰、介護者のレスパイトなど在宅療養の後方支援体制の充実と併せて、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制が構築されてきています。
- 今後は、このようなしくみの維持・強化に努めつつ、不足が見込まれる医療・介護専門職の人材の確保・養成への支援、二次医療圏やそれ以外の周辺市町との連携の在り方の検討など更なる連携体制の強化を図るとともに、高齢者本人が希望する医療やケアの実施にあたっての調整支援などにおいて、引き続き市民への普及啓発を行っていく必要があります。

目標3 認知症高齢者支援の推進

- 市では、地域包括支援センターと連携して、認知症サポーターの養成、「チームオレンジかめやま」の啓発活動、認知症初期集中支援チーム「カナリアチーム」による個別支援、認知症カフェ（出張カフェ）の開催支援、「高齢者見守りシール」の普及や個人賠償責任保険事業など、認知症の人や家族への支援を積極的に行ってきました。
- また、高齢者の権利擁護として、虐待への対応を行い、成年後見制度のサポート体制を整えるとともに、法福連携ネットワーク協議会による司法と福祉の連携を図っています。今後は、認知症予防の取組を進め、認知症の高齢者を適切に市の制度利用や医療・介護などの様々なサービスに繋げていく体制を強化するとともに、地域の見守りのためのつながりを深めていく必要があります。

目標4 介護予防・生活支援サービスの充実

- 市では、介護予防教室や認知症予防教室等フレイル予防の普及に努めるとともに、令和4年度（2022）に高齢者の健康づくりと介護予防の一体的実施に向けて連携会議を立ち上げ、重症化予防対策の検討等を行っています。今後は、住民主体の介護予防や健康づくり活動の展開を図るとともに、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施していく必要があります。
- ひとり暮らし高齢者等の生活支援については、民生委員・児童委員による見守りや配食サービスの提供などがおこなわれていますが、自治会、地域まちづくり協議会、福祉委員会、サロン等の活動の一環として行われる高齢者世帯の訪問など地域の自主的な見守り活動を促進する必要があります。
- また、高齢者が地域で暮らすために必要な生活支援サービスが将来的に不足する地域が出てくることが予測されるため、民間企業等生活支援サービス提供事業者の掘り起こしや、地域の高齢者のニーズに応じた生活支援サービスの創出を図る必要があります。

目標5 安心して地域で暮らせる環境づくり

- 住まいに関しては、木造住宅の耐震補強に対する助成や家具の転倒防止措置を行うとともに、市営住宅への優先入居や民間住宅への入居支援を進めました。今後は、これらの取組を継続しながら、住宅セーフティネットのしくみなどの活用を進めるとともに、サービス付き高齢者向け住宅利用などにおいて、高齢者の安心な住まいの確保を支援していくことが求められます。
- 防災、防犯については、災害避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練の実施や高齢者の生活安全を確保するための防犯及び交通安全に関する啓発活動を行いました。今後は、災害時に迅速かつ円滑な支援が行われるよう、自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる支援の取組を促進する必要があります。

2 計画の体系と施策の方向性

(1) 基本理念

○本計画では、だれもが役割を持つ中で支え合い、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現とともに、高齢者が住み慣れた地域で、安心して、自立と尊厳ある暮らしを実現できるよう、次の基本理念を掲げ、令和22(2040)年を見据えつつ、これまでの取り組みを発展させることにより、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協働によって、本市ならではの地域包括ケアシステムを深化・推進します。

〔基本理念〕

高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち

(2) 基本目標及び施策の方向性

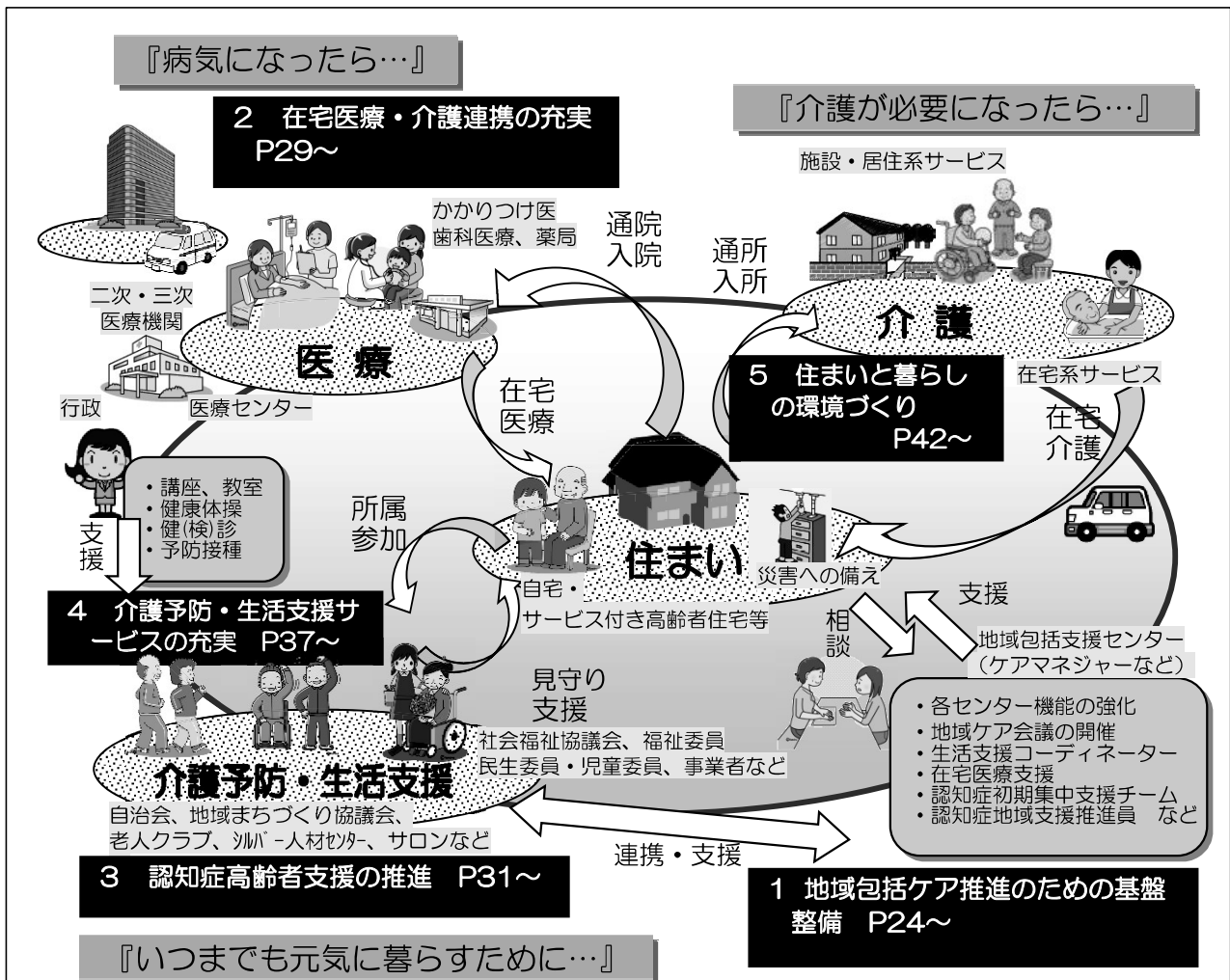
○基本理念の下、これまでの取組からみた課題などを踏まえ、当該計画期間内の基本目標と施策の方向性を示し、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、次のとおり重点的に取り組んでいきます。

〔基本目標〕

〔施策の方向性〕

1 地域包括ケア推進のための基盤整備	(1) 高齢者の相談支援体制の整備 (2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり
2 在宅医療・介護連携の充実	在宅医療・介護に係る多職種連携の強化
3 認知症高齢者支援の推進	(1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり (2) 虐待対応、成年後見制度などの権利擁護
4 介護予防・生活支援サービスの充実	(1) 介護予防・健康づくり支援の一体的提供 (2) 生活支援サービスの提供・見守り支援
5 住まいと暮らしの環境づくり	高齢者の住まいのセーフティネット

■市の地域包括ケアシステムの姿と基本目標



【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備
- ・24時間対応の在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進。

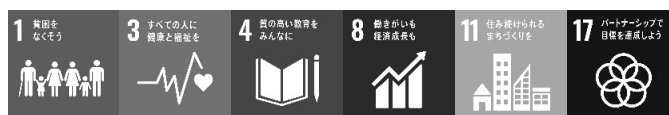
⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備（国交省）

- ・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、持ち家のバリアフリー化の推進

出典：厚生労働省資料より作成

第4章

施策の展開



基本目標Ⅰ 地域包括ケア推進のための基盤整備

(Ⅰ) 高齢者の相談支援体制の整備

(現状と課題)

- 基幹型地域包括支援センターでは、市内の地域包括支援センター間の調整や介護専門職別研修会の開催、ケアマネジャーへの指導・助言、医療・介護などの専門職機関との連携、高齢者虐待や困難事例の後方支援が行われています。
- また、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を中心に、地域まちづくり協議会、地区民生委員児童委員協議会など、関係機関との連携のもと、高齢者やそのご家族等支援者の総合相談窓口となっています。

総合相談支援業務の実績

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	1,849 件	1,493 件	1,222 件

出典：健康福祉部

- 総合相談窓口では、生活上の様々な悩みに応じて、介護保険サービス、高齢者福祉サービスなどの行政サービスや、民間事業者が実施するサービスなど様々なサービスを適切に組み合わせたケアプランが提案されています。
- 市では、相談窓口から繋がられる要望に応じて、広域連合から受託している地域支援事業に基づく介護保険サービスや市独自の高齢者福祉サービスなどを提供しているため、市においても、総合相談窓口の周知を図る必要があります。
- 地域包括支援センターでは、民生委員・児童委員、地域の代表者などと連携し、高齢者の個別ケースの課題解決などを協議するための「地域ケア個別会議」や圏域レベルの課題の解決を図る「地域ケア圏域会議」が開催されています。

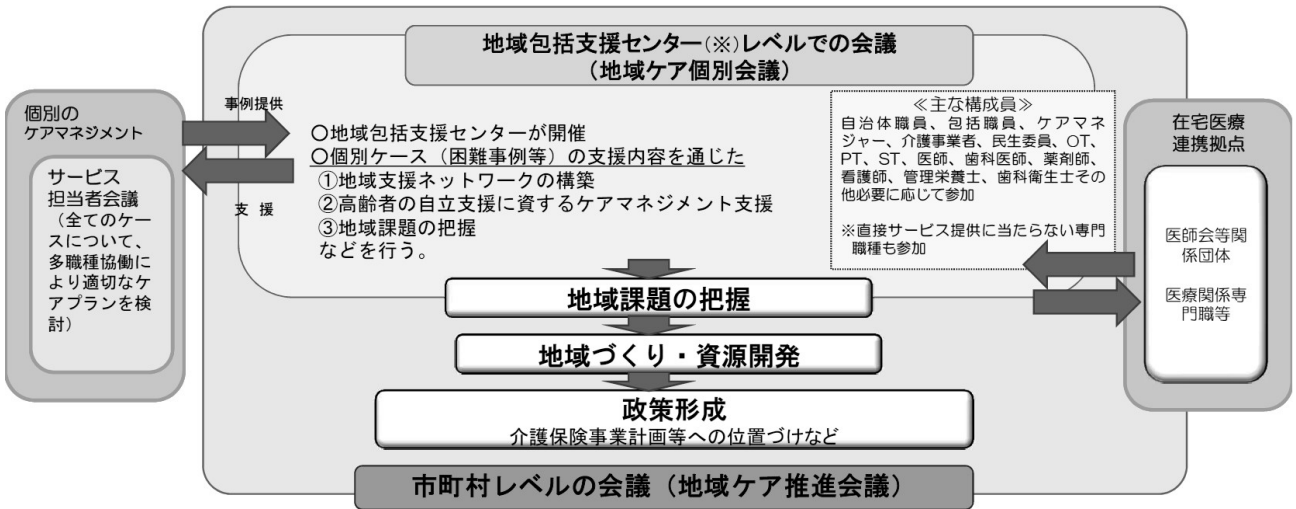
ケア会議の実績

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域ケア個別会議	6 回	7 回	3 回
地域ケア圏域会議	—	15 回	8 回

出典：健康福祉部

- 市では、圏域レベルでは解決できない地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげるため、高齢者福祉推進協議会(地域ケア推進会議)を開催しています。
- 二次医療圏での調整事項や地域包括支援センター間の全体調整など、市域の地域ケア会議では解決できない地域課題は、広域的な課題として解決を図っていく必要があります。

地域ケア会議イメージ図

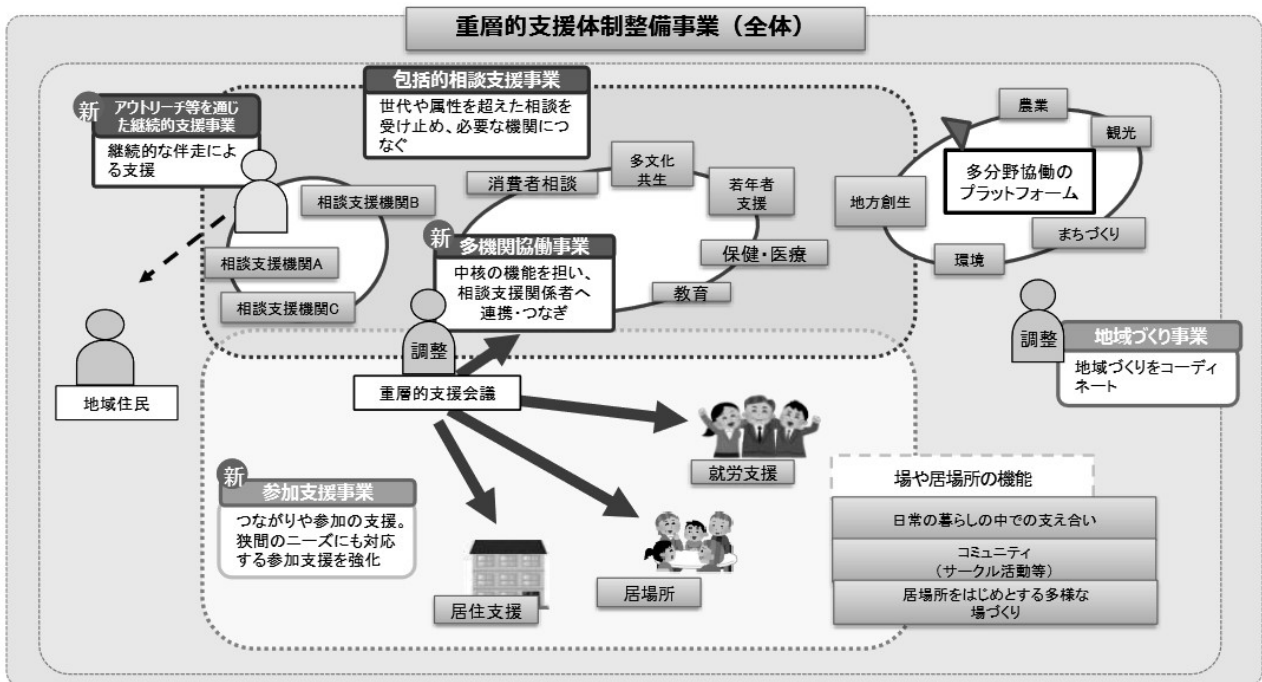


出典：厚生労働省

○高齢者の増加や社会問題の複雑化・多様化、認知症対応などにより、高齢者本人だけへの支援では対応が困難な課題が増加しています。

○高齢者、障がい者、子どもなどの対象別に整備されてきた相談体制では対応できない、制度の狭間にある複合的な福祉課題に対応するため、重層的支援体制を構築し、高齢者を取り巻く諸問題解決に向け、包括的相談支援が行えるしくみづくりを進めています。

重層的支援体制整備事業イメージ



出典：厚生労働省

- 地域ケア会議や重層的支援体制における支援会議など市が高齢者支援に関係する会議を整理するとともに、市の相談窓口機能を有する部署への全庁展開や、支援対象者やその家族のニーズを踏まえた既存の社会資源を活用した社会とのつながりづくりに向けた支援体制を整えていく必要があります。

(取り組み)

- ◎市民や関係機関に対して、基幹型地域包括支援センター及び2か所の地域包括支援センターの総合相談窓口としての認知度を高めるため、市広報紙、パンフレットなどで広報周知を支援します。
- ◎虐待防止、権利擁護等を含めて、市域のケア会議が効果的に機能するよう在り方を見直し、市だけでは取り組みが困難な課題については、地域包括支援センターと連携して対応するとともに、政策形成課題については、広域連合、鈴鹿市と協議しながら、介護保険事業計画へも反映できるよう調整していきます。
- ◎高齢者を取り巻く諸問題解決に向け、包括的相談支援が行えるしくみとして、重層的支援体制を構築していくため、生活支援コーディネーターとコミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を強化し、福祉以外（水道、徴税、公営住宅の窓口等）の関係部署・機関と連携するなどして高齢者支援に総合力を発揮できるよう体制整備を進めます。

(2) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

(現状と課題)

- 市では、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に敬老祝金及び敬老祝品を贈呈し、毎年、その長寿を祝福しています。
- 市では、「生涯現役社会」に向け、高齢者が支えられるだけでなく、高齢者を支える側として意欲を持って活躍してもらえよう、就労や社会参加ができる場の提供、高齢者同士の支え合い活動の創出や担い手の発掘・育成などを進めています。
- 地域の支え合いによる高齢者の生活支援・介護予防サービス提供体制の構築のため、社会福祉協議会等に委託して生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。
- 生活支援コーディネーターは、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携し、地域住民が互いに支えあい、生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させるボランティア事業「ちょこボラ」を推進しています。

ちょこボラ実施まちづくり協議会（令和5年10月1日現在）

4団体：井田川北まちづくり協議会「井田川北ささえ愛たい」
昼生地区まちづくり協議会「昼生フレンドサービス」
坂下地区まちづくり協議会「ええやん助け合いよろずや縁」
城北地区まちづくり協議会「城北サポート隊」

- 市では、WHOの提唱する健康都市の実現に向け、市民のヘルスリテラシーの向上を図るため、健康に関する知識の習得と実践の場として、「かめやま健康都市大学」を創設しています。
- 地域の元気な高齢者が活躍し、地域での暮らしを支え合う体制の構築、定着を図るため、高齢者ボランティアリーダー等地域で高齢者を支援する活動の担い手の育成やそれらの人材の主体の活動を増やしていく必要があります。

(取り組み)

- ◎高齢者の多様な就職機会が確保できるよう、シルバー人材センターの安定的な運営を補助支援していくとともに、高齢者の就労活動の場の提供を図るため、就労支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置を検討します。
- ◎老人クラブやサロン活動への補助支援を継続するとともに、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、小地域ネットワーク活動（福祉委員会の活動）やコミュニティ・ス

クールでの世代間交流、自主サークルなど、あらゆる市民活動を資源として、高齢者の社会参加を促進します。

◎「ちょこボラ」など住民主体の事業の立ち上げや運営等を行う地域まちづくり協議会に対して、生活支援コーディネーター等によるバックアップとともに、市から補助支援を行います。

◎かめやま健康都市大学において、健康活動の拡大に向けて育成される人材や主体的な健康活動の実践カリキュラムに基づいた取組を高齢者の社会参加や生きがいづくりに活用していきます。

基本目標 2

在宅医療・介護連携の充実

在宅医療・介護に係る多職種連携の強化

(現状と課題)

○市では、在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供できるよう、地域の医療・介護資源の把握、次の4つの対応策に係る課題への取組の検討、実施、評価及び継続的改善を行い、在宅医療・介護連携を図っています。

在宅医療・介護に係る多職種連携の実績

対応策		令和2年度	令和3年度	令和4年度
①在宅医療・介護連携に関する相談支援	多職種からの連携相談件数	263 件	217 件	191 件
②地域住民への普及啓発	講演会開催数	－	－	1 回
	出前講座件数	1 回	1 回	3 回
③医療・介護関係者の情報共有の支援	バイタルリンク登録延べ事業所数	186 事業所	216 事業所	240 事業所
	バイタルリンク新規登録者数	83 人	86 人	80 人
④医療・介護関係者の研修	研修会開催数	2 回	3 回	3 回

出典：地域医療部

○市では、医師会の協力のもと、在宅療養支援診療所や市立医療センター、訪問看護ステーション、訪問介護事業所などと連携して、市独自の在宅医療・介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用し、在宅療養者の相談・支援や医療・介護専門職の多職種連携・調整などを行っています。

○また、市立医療センターでは、在宅医療の後方支援病院として、医師会や地域の医療機関との連携を図りながら、地域包括ケア病床による在宅復帰、介護者のレスパイトなど在宅療養の支援が行われています。

かめやまホームケアネット実績

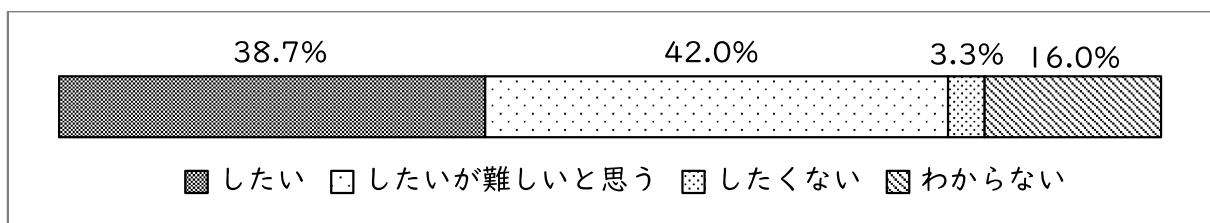
内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規登録者数	47 人	42 人	33 人

出典：地域医療部

○市では、ICT を活用した医療・介護関係の多職種の情報共有ツール「バイタルリンク」を活用していますが、在宅療養者が利用する医療機関、介護事業所等は、市内に限らないため、二次医療圏やそれ以外の周辺市町との連携の在り方について検討する必要があります。

- 市では、市立医療センター内に在宅医療・介護連携のコーディネーターを配置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携調整を図るとともに、在宅医療連携推進協議会やワーキングにおいて、多職種の情報共有、取組検討、評価などの実施調整を行っています。
- また、在宅医療を支える医療・介護の専門職が多様なニーズに応じ、適切に支援できるよう、多職種連携研修会を通じて、医療・介護職の人材育成支援に取り組んでいますが、在宅医療・介護を担う人材が不足しており、将来的にも更なる不足が見込まれるため、人材の確保・養成を支援していく必要があります。
- 要介護認定を受けている在宅の方とその介護者の方への「在宅介護実態調査」によると、本市では「自宅で最期まで療養したいと思うか」について、「したいが難しいと思う」が42.0%と最も高く、「したい」が38.7%となっています。

■ 自宅で最期まで療養したいと思うか



出典：鈴鹿亀山地区高齢者介護に関する調査

- 市では、医師会等の協力を得ながら、在宅療養に関する基本的な知識や具体的な事例を、認知症や看取りに関する内容を踏まえて、市広報へ掲載するとともに、出前講座や在宅医療講演会を開催して、市民へ普及啓発を行っています。
- 在宅での終末期医療やケアに際して、高齢者本人が希望する医療やケアが実施されやすくなるよう、終末期における本人の意思確認の方法を整えていく必要があります。

(取り組み)

- ◎引き続き、医師会等の協力を得ながら、在宅療養支援診療所や市立医療センター、訪問看護ステーション、訪問介護事業所などとの連携強化に努めるとともに、ツール（バイタルリンク）の利活用を基盤として、市域を超えた在宅医療・介護の広域的な連携手法を検討します。
- ◎医療・介護従事者の確保について、市長会等を通じ、国・県へ改善要望を行うとともに、国の地域医療介護総合確保基金等によるメニューを活用するなどして、在宅医療を支える医療・介護の専門職となる人材のスキルアップ等を支援します。
- ◎エンディングノート（自分の人生の終末について記したノート）、リビング・ウィル（終末期の医療・ケアについての意思表示書）の普及と併せて、家族・医療従事者との話し合い持つよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング／愛称：人生会議）の普及体制を整備するとともに、災害・救急時の連携ルールを検討します。

基本目標 3

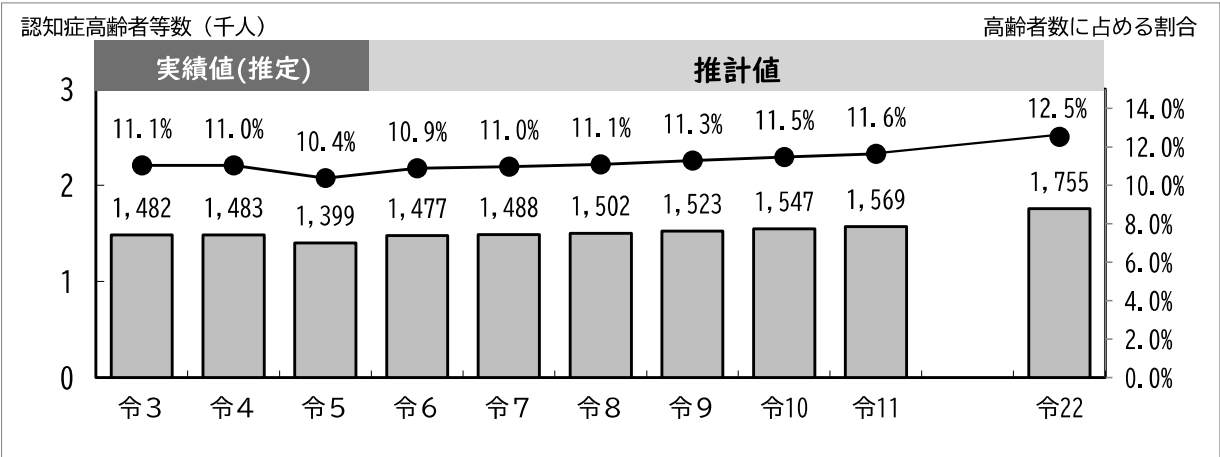
認知症高齢者支援の推進

(1) 認知症高齢者に寄り添うまちづくり

(現状と課題)

○本市の認知症高齢者等※は、令和 5（2023）年度では 1,399 人で高齢者数に占める割合が 10.4%となっており、令和 22（2040）年度には 1,755 人で 12.5%と 2.1 ポイント上昇する見込みとなっています。

認知症高齢者等の状況（各年度 9 月末現在）



※要介護・要支援認定を受けている第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、要介護・要支援認定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方としています。（ただし、新型コロナウイルス感染拡大に係る要介護認定の臨時的取扱をされた方は認知症生活自立度が不明の人がいるため、実績値においても各年9月末日現在の認知症自立度の判定率を用いて認知症高齢者数等の推定を行っています。）

出典：健康福祉部作成

○本市では、民間事業者と高齢者の見守りに関する協定を締結するほか、ひとり歩きの早期発見のための「認知症等高齢者見守りシール」や認知症高齢者の事故救済のための賠償責任保険加入支援を行っています。

○市では、認知症に対する正しい理解を促し、認知症の人やその家族をあたたく見守るため、地域団体からの要望のほか福祉委員や小中学校、高等学校など学校の児童生徒などを対象に認知症サポーター養成を行っています。

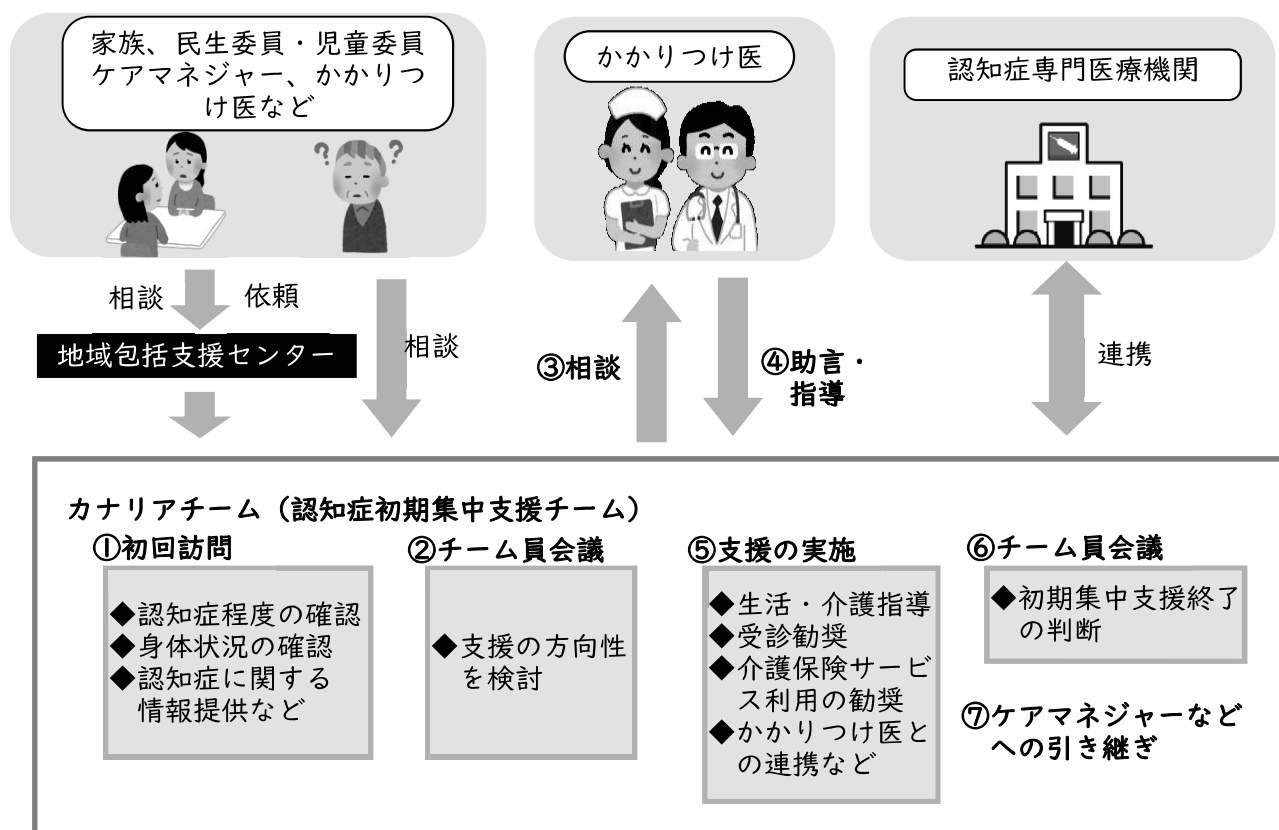
認知症サポーター養成状況

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター養成講座開催回数	5 回	16 回	19 回
認知症サポーター養成者数累計	3,354 人	3,835 人	4,404 人

出典：健康福祉部

- また、市と社会福祉協議会に、認知症地域支援推進員（チームオレンジコーディネーター）を配置し、認知症サポーターステップアップ講座やチームオレンジ「チームオレンジかめやま」の活動支援、認知症キャラバン・メイト（講師役）の認知症支援に係る知識の向上を図っています。
- 認知症地域支援推進員は、認知症ケアパスの作成・普及、認知症カフェの開催・支援を行うとともに、在宅医療・介護連携コーディネーターと連携し、サポート医等とのネットワークづくりや、認知症ケアに関わる多職種協働のための研修を行っています。
- 認知症高齢者の見守りが市内全域に行き渡るよう、市民の認知症への理解を広めるとともに、地域の見守りのためのつながりを深めていく必要があります。
- 医師会の認知症サポート医と社会福祉協議会の専門職との連携により、カナリアチーム（認知症初期集中支援チーム）を設置し、認知症を初期の段階で早期発見するとともに、早期支援に努めています。

認知症初期集中支援の流れ



出典：健康福祉部

- 認知症の予防として、脳の活動と体の運動を同時に行うコグニサイズなど独自の認知症予防教室を開催しています。

- 今後も、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症予防の取り組みを強化するとともに、認知症の高齢者を早期発見・早期支援し、適切に医療や介護サービスに繋げていく体制を強化する必要があります。

(取り組み)

- ◎世界アルツハイマー月間（9月）に合わせて市民講座を開催したり、市立図書館での認知症関連書籍の特設コーナーを設置するなどし、認知症に関する普及啓発に取り組みます。
- ◎認知症サポーターの養成にあたっては、地域、職域、学校によつての偏差が出ないように進めていくとともに、認知症キャラバン・メイトが講師として、継続的に活動できる環境を整えます。
- ◎「チームオレンジかめやま」をより実際の認知症高齢者の寄添い活動に繋げるため、「認知症カフェ」の支援等をきっかけとするなど、チーム員の自主活動につながる取組を支援していきます。
- ◎「認知症あんしんブック」を出前講座、講演会、研修会等の機会に参加者へ配布するとともに、医療・介護関係者から患者・サービス利用者とそのご家族・支援者への説明資料として活用していただけるよう、働きかけていきます。
- ◎認知症の人とその家族、地域住民、専門職がつながり、支援の輪を広げる「認知症カフェ」を促進するため、サロンや介護予防教室など地域の人が集まる身近な場所で「出張カフェ」を開催します。
- ◎かかりつけ医とカナリアチームの連携を深めていくとともに、認知症カフェやかめやま健康都市大学におけるカリキュラムを活用した講座など健康づくり等関連する事業からの展開を図ることにより、認知症予防に取り組みます。

(2) 虐待対応、成年後見制度などの権利擁護

(現状と課題)

(虐待への対応)

- 市では、亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催して事例検討や意見交換を行っているほか、国の高齢者及び障害者虐待防止マニュアルに基づいて高齢者虐待に対応しています。

虐待の類型

区分	内容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

出典：厚生労働省老健局

- また、地域包括支援センターと連携して養護者の高齢者虐待に対応するとともに、養介護施設従事者による高齢者虐待の防止、初動対応、事実確認などで、広域連合及び三重県に協力しています。
- 介護が必要な高齢者の増加が見込まれるため、関係機関との連携を強化しながら、虐待防止を啓発して未然防止し、早期発見・介入に取り組む必要があります。
- 市では、養護者となる家族の精神的な負担を軽減するため、介護者のつどいを開催し、介護者同士の交流や情報交換などの場づくりを行うとともに、無料の電話健康相談、介護用品等の支給など在宅介護支援を行っています。
- 在宅介護の疲れで、精神疾患や貧困などの問題を抱え、加害者となってしまった養護者への支援を行っていく必要があります。

(成年後見制度等の権利擁護)

- 津家庭裁判所の資料によると、市内在住者における成年後見制度の利用者数は、令和5年7月現在で、後見が34人、保佐が6人、補助が5人となっています。

成年後見制度の利用者数（令和５年７月現在）

後見	保佐	補助
34 人	6 人	5 人

※当該利用者数は、津家庭裁判所が管理する住所地が亀山市である者を集計したものです。

出典：津家庭裁判所資料

成年後見制度の概要

類型(後見の種類)		後見	保佐	補助
対象になる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる人		本人、配偶者、4 親等内の親族、検察官、市長など		
成年後見人等の権限	本人に代わってできること(代理権)	財産に関するすべての法律行為 例：財産管理・処分、預貯金の管理、介護等の契約、費用の支払いなど	申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の行為(本人の同意が必要)	申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の行為(本人の同意が必要)
	本人の決定を支持したり、取り消すこと(同意権・取消権)	日常の買い物などの生活に関すること以外の行為	借金や相続、訴訟、住宅の増改築など(本人の同意が必要)	借金や相続、訴訟、住宅の増改築などの一部(本人の同意が必要)
任意後見制度 (契約による後見制度)		本人に判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び、任意後見人を選任します。		

出典：最高裁判所、法務省資料より作成

- 市は、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用相談支援窓口を一元化し、利用を促進するとともに、弁護士会や社会福祉士会などからなる法福連携ネットワーク協議会を開催し、司法と福祉の連携を図っています。
- 社会福祉協議会では、高齢者、障がい者などのうち、一人では日常生活に不安のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助や日常金銭管理、書類などの預かりなどを行う日常生活自立支援事業が行われています。
- 時間の経過と共に大きく変化する高齢者の生活課題に対応するため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを継続的に推進し、体制を充実させる必要があります。
- 地域包括支援センターでは、認知症高齢者や精神障がいがある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用促進などについての啓発が行われています。

成年後見制度利用相談の状況

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成年後見制度利用相談件数 (延べ)	74 件	35 件	99 件

出典：健康福祉部

○市では、成年後見制度の申立てがご家族などでできない人のために、市長申立を行っているほか、審判の申立てや後見人等への報酬に要する費用の一部を助成しています。

成年後見制度市長申立等支援の状況

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成年後見制度市長申立件数	1 件	0 件	2 件
成年後見制度利用助成件数	1 件	1 件	1 件

出典：健康福祉部

○親族とのトラブルを回避するため、市長申立にあたっては、その必要性を含めて、後見人等の選任が適切に行われるよう配慮する必要があります。

(取り組み)

- ◎早期発見・見守り、保健医療・福祉サービスや関係機関の介入支援等を図るため、市、地域包括支援センター、警察署、民生委員・児童委員など高齢者虐待防止に関するネットワークに関わる資源を拡充していきます。
- ◎重層的支援体制において、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などを中心として、障がい者や子ども・子育て支援機関など多機関が協働し、介護保険等の行政サービスや、民間事業者のサービスなど様々なサービスを組み合わせ、虐待の加害者本人だけでなく、世帯全体の包括的な支援を図ります。
- ◎後見人等選任後、対象となる高齢者の支援機関でチーム会議を開催し、相談受付時からの情報を共有するとともに、対応方針やそれぞれの役割分担などを協議し、支援が適切に継続するよう進めます。
- ◎成年後見制度の利用が必要な高齢者の状況やご家族等の希望に柔軟に対応できるよう、後見人等を輩出する受任機関を増やすとともに、市民後見のしくみづくりを検討します。
- ◎市長申立による後見人等の選任にあたっては、弁護士、司法書士などの専門家等で構成する成年後見サポート会議（受任調整会議）において、市長申立を利用すべき案件かどうかを含めて協議し、適切に後見人制度が利用されるよう受任調整を行っていきます。

基本目標 4 介護予防・生活支援サービスの充実

(1) 介護予防・健康づくり支援の一体的提供

(現状と課題)

○市は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のうち、訪問介護、通所介護など一部を除いて広域連合から受託し、次表のとおり実施し、毎年度初めに、「介護予防の手引き」に事業内容を掲載し、全戸配布しています。

介護予防・生活支援サービス事業

種 別		事業内容
訪問型サービス	訪問型サービス B	日常生活支援（身体介護を伴わないもの）
	訪問型サービス C	① 訪問による口腔機能向上指導 ② 訪問による栄養改善指導 ③ 訪問によるリハビリ指導
通所型サービス	通所型サービス B	週 1 回以上行う介護予防教室
	通所型サービス C	通所による運動機能向上指導

一般介護予防事業

種 別		事業内容
介護予防普及啓発事業	介護予防教室（地域の団体で行われるもの）	① 週 1 回以上行う介護予防教室 ② 月 1 回以上行う介護予防教室 ③ 地域のサロンで行う介護予防教室 ④ 地域で老人クラブが行う体操教室
	介護予防教室（市で行うもの）	① 介護予防に関する講演、教室 ② 運動施設を利用した運動教室等
	料理講習会	亀山市食生活改善推進協議会が行う会食（栄養）に関する講話や調理実習
	高齢者 QOL 向上支援	亀山市シルバー人材センターが行う介護予防教室の開催、介護予防に関するパンフレット等の訪問配布
活動域支援介護予防事業	しゃきしゃき体操	体操教室卒業者が自主的に活動しているグループへの支援
	介護予防活動指導者養成講座	地域で活動する介護予防活動指導者の養成講座
	地域で「ちょこボラ」	地域で互いに支え合う生活支援活動や住民主体の通いの場の支援
地域リハビリテーション活動支援事業		歯科衛生士・栄養士・理学療法士、訪問看護師など講師登録した講師を地域のサロン活動の場に派遣

出典：鈴鹿亀山地区広域連合・健康福祉部

- 新型コロナウイルスなどの感染症の影響により、活動自粛を余儀なくされた高齢者の生活不活発によるフレイル（虚弱）が心配されるため、介護予防活動の普及支援を強化する必要があります。
- 介護予防教室や認知症予防教室、サロン活動、老人クラブの体操教室、食生活改善推進協議会の料理講習、シルバー人材センターの QOL 向上支援は、実績も上がっており、高齢者の外出機会を提供して孤独化を防止し、介護予防や健康づくりの場として定着しつつあります。
- このような地域の自主活動を支援するため、歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、訪問看護師、薬剤師などの専門職をサロン活動の場に派遣しています。

介護予防普及啓発事業の実施状況

内 容		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
介護予防教室	開催回数	32 回	6 回	37 回
	参加者延べ人数	387 人	57 人	364 人
出張介護予防教室	開催回数	15 回	6 回	38 回
	参加者延べ人数	203 人	95 人	297 人
ふれあい・いきいきサロン活動	登録団体数	94 団体	91 団体	84 団体
	開催延べ回数	1,605 回	1,887 回	2,182 回
	参加者延べ人数	15,869 人	19,104 人	22,308 人

出典：健康福祉部

- 住民主体の介護予防や健康づくり活動を展開するためには、地域で高齢者を支援する担い手が活動を維持するための効果的な取組が必要です。
- 高齢者の認知症初期の予防策は、在宅医療・介護連携と併せて、市と医師会、医療センター、地域包括支援センターなど医療、介護の専門職等の連携において協議体を設置するとともに、広報周知、講演会の開催などに協働で取り組んでいます。
- 歯周病検診や、がん検診等の各種検診、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの定期予防接種の実施及び費用の一部助成、健康教室、「アプリ de ウェルネス推進事業」などの保健事業は、高齢者の疾病予防や健康づくりに寄与しています。
- 高齢者は、75歳に到達すると、後期高齢者医療制度の被保険者になるため、高齢者の保健事業は三重県後期高齢者医療広域連合が主体となって実施されており、また、介護予防の取り組みは広域連合（各構成市）が主体となって実施されています。
- 国民健康保険被保険者は高齢者の割合が高く、生活習慣病予防に着目した特定健康診査の受診率向上及び特定保健指導の利用率向上に努めているほか、糖尿病性腎症重症化予防事業を亀山医師会及び市立医療センターと連携して実施しています。

○高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至るフレイル（虚弱）状態になりやすい傾向があるため、後期高齢者医療制度及び国民健康保険の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施する必要があります。

（取り組み）

- ◎生活支援コーディネーター等と連携し、身近で気軽に参加できる活動の場を調査・把握し、活動が無い又は薄い地域に介護予防教室などの提供を図るとともに、自主活動が継続するよう支援していきます。
- ◎市の実施する介護予防教室や認知症予防教室は、事業者から広く提案募集を行うなどして、バリエーション豊かなプログラムとなるように進め、一定期間実施後に効果を検証して、フレイルや認知症の予防に有効な取組を増やしていきます。
- ◎WHO の提唱する健康都市の実現に向け、市民のヘルスリテラシーの向上を図るため、健康に関する知識の習得と実践の場として創設された、かめやま健康都市大学におけるカリキュラムを活用し、介護予防や健康づくりに係る継続的・効果的な取組の創出を図ります。
- ◎市内の医療、保健、介護分野の関係部署間で国保データベースシステム（KDB）等の情報や資源を共有して、定期的に連携会議を開催し、高齢者の健康維持やフレイル対策として、医療、保健の視点から受診勧奨を行うなど、各分野が協力して効果的・効率的な取組を検討し、実施します。

(2) 生活支援サービスの提供・見守り支援

(現状と課題)

- 食事、入浴、掃除、ゴミ出し、買い物など日常生活への支援は、要介護者へは、訪問介護、通所介護で行われており、要支援者又はそれに準ずる人へは、総合事業の訪問型・通所型サービスによる支援が行われています。
- 生活支援コーディネーターは、「地域福祉カルテ」「高齢者のための社会資源のしおり」を作成し、生活支援サービス提供事業者等地域の社会資源に関する情報を収集・整理しています。
- 地域まちづくり協議会では、生活上の困りごとを地域住民が主体となって提供する生活支援サービスである「ちょこボラ」が行われ、草刈りやゴミ出し等の支え合い支援が行われているところがあります。
- 市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の高齢者が地域での生活が継続できるよう、本人やご家族を支援するため、次のとおり自立支援サービスを提供しています。

高齢者の自立を支援する事業の実施状況

事業内容			令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護用品支給事業		利用人数※	598人	458人	444人
家族介護慰労金支給事業		利用(相談)件数	0(2)件	0(4)件	0(1)件
配食サービス事業		利用人数※	62人	39人	39人
緊急通報システム事業		利用件数※	178件	183件	181件
日常生活用具給付事業	電磁調理器	利用件数※	25件	24件	24件
	火災警報器	利用件数※	46件	40件	37件
	自動消火器	利用件数※	3件	3件	3件
	ひとり歩き探索装置	利用件数※	9件	6件	5件
認知症等高齢者見守りシール		利用者数※	21人	28人	27人
認知症等高齢者等個人賠償責任保険		加入者数※	—	17人	22人
福祉電話貸与事業		利用人数	2人	2人	1人
独居老人宅修繕事業		利用件数	0件	0件	1件
タクシー料金助成事業		交付者数	207人	174人	128人
福祉移送サービス		会員登録者数	51人	47人	41人
蜂の巣除去		利用件数	18件	23件	30件
粗大ごみ軒先収集		利用件数	26件	29件	31件

※年度末の登録実績です。なお、日常生活用具給付事業は過去10年の実績によります。

出典：健康福祉部

- ゴミ出し等の家事支援や移動販売など高齢者の生活に密着した生活支援サービスは、不足している地域があり、また、将来的に不足が予想されるため、このような生活支援サービス資源の開発や既存の資源の活用を図る必要があります。
- 高齢者の見守りについては、民生委員・児童委員が高齢者の生活実態調査を行っており、また、地域まちづくり協議会の福祉委員においては、市内 75 歳以上のひとり暮らし高齢者の「安心見守り訪問」活動が行われています。
- 消防本部による火気取扱等の防火指導を行い、必要に応じて住宅用火災警報器設置促進のため日常生活用具給付制度を紹介するなど、ひとり暮らし高齢者の安全な生活を支援しています。
- 市では、高齢者等の災害時避難行動要支援者名簿を作成・配布し、個別避難計画の作成を促進するとともに、介護保険施設等 7 事業所と福祉避難所協定を締結し、老人福祉施設協議会主催の福祉避難所運営の模擬訓練に参加しています。
- 高齢者が振り込め詐欺や消費者被害に遭うことがないように、かめやま・安心めーる等での注意喚起を行っており、また、高齢者の交通事故防止に関しては、市の広報や行政情報番組などで啓発を図っています。
- 高齢者の運転免許返納のインセンティブとして、また、返納後の交通手段として、乗合タクシー制度、コミュニティバス運賃の割引（65 歳以上半額）を実施しています。
- 家族と暮らしている高齢者も日中は独居となる場合があるため、地域における高齢者の見守り活動を促進するとともに、台風等災害時の安否確認や避難行動を確実にこなせるようにする必要があります。

（取り組み）

- ◎民間企業、社会福祉法人、ボランティア団体等生活支援サービスの多様な提供主体が情報共有し連携・協働できる体制の整備を進め、サービス提供事業者の掘り起こしや新しいサービスの創出を図ります。
- ◎地域まちづくり協議会が「ちょこボラ」など住民主体の事業を実施するにあたって、民間事業者等の協力を得るなど、生活支援コーディネーターが調整を図るとともに、立ち上げや運営に係る経費に対し補助支援を行い、地域の高齢者のニーズに応じた生活支援サービスの創出を促進します。
- ◎民生委員・児童委員だけでなく、自治会、地域まちづくり協議会、福祉委員会、サロン等活動の一環として行われる高齢者世帯の訪問など、自主的な見守りを促進します。
- ◎災害時避難行動要支援者名簿の更新・配布方法や福祉避難所のあり方を見直すとともに、個別避難計画を作成し、避難訓練等平時からの活動を含め、災害時に迅速かつ円滑な支援が行われるよう、自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる支援の取組を促進します。

基本目標 5

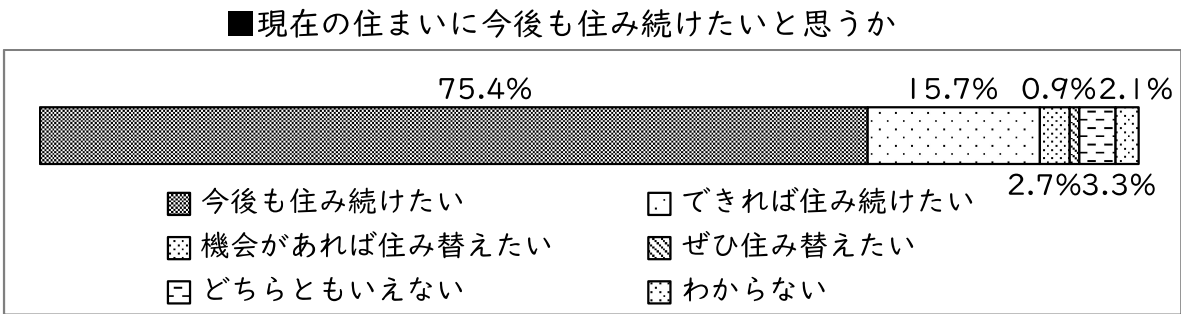
住まいと暮らしの環境づくり

高齢者の住まいのセーフティネット

(現状と課題)

- (住まいの確保)

○広域連合のニーズ調査では、現在の住まいに「今後も住み続けたい」と思う人の割合が75.4%を占め、「機会があれば住み替えたい」は2.7%となっています。



出典：鈴鹿亀山地区高齢者介護に関する調査

- 市では、耐震補強工事と同時に行うリフォーム工事に補助金を交付しており、本市の木造住宅の耐震化率は、年々増え続け、令和4年度は92%となっています。

○近年においては、小規模な住宅開発による新築により、住宅数が増える一方で、既存の団地で高齢化が進み、市街地等の空き家が年々増加しています。

○介護保険給付による在宅介護のための住宅改修に加えて、建設労働組合と協働して高齢者宅の住宅改修や家具転倒防止金具の取り付けなどを行い、大規模な地震に対する安全な住まいづくりに努めています。

○多様化する高齢者の住まいのニーズに合わせて、高齢者の居住環境を改善するため、住宅の改修を促進していく必要があります。

○三重県居住支援連絡会は、あんしん賃貸支援事業を実施しており、市や社会福祉協議会は住宅協力店と連携して、高齢者、障がい者等が安心して入居できるよう民間住宅への入居支援を行っています。

○高齢単身世帯等の増加により、住宅の確保に配慮を要する高齢者の居住ニーズは高まることが見込まれるため、そのような高齢者が入居できる民間賃貸住宅等が求められています。

○市では、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）において適切な運営が行われるよう、開設を予定する事業者と事前に協議しています。

○市内の養護老人ホーム、有料老人ホーム、サ高住の施設数は、令和5年11月現在で次表のとおりです。なお、軽費老人ホーム（ケアハウス等）はありません。

養護老人ホーム・有料老人ホーム・サ高住（令和５年１１月現在）

施設の種類	施設数（定員・室数）
養護老人ホーム	１施設（５０人）
有料老人ホーム（介護付き、住宅型）	６施設（８３人）
サービス付き高齢者向け住宅	５施設（１９５室）

出典：三重県

○持ち家や賃貸住宅に加えて、医療や介護が必要となった高齢者が地域での生活を続けられるよう、有料老人ホームやサ高住、高齢者福祉施設など、地域のニーズに応じて適切に住まいが供給される環境を確保する必要があります。

（住まい方の支援）

○本市において確保すべき高齢者（老人）福祉事業の量の目標は、その事業量見込み等と併せて、基本的に広域連合が策定する鈴鹿亀山地区広域連合第９期介護保険事業計画で定められています。

■老人福祉事業と介護保険サービスの関係

老人福祉法の事業・施設名※１		介護保険法のサービス名
老人居宅介護等事業 （老人福祉法第５条の２）	老人居宅生活支援事業	⇒ 訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第１号訪問事業
	老人デイサービス事業 （老人デイサービスセンター）	⇒ 通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 第１号通所介護
	老人短期入所事業 （老人短期入所施設）	⇒ 短期入所生活介護
	小規模多機能型居宅介護支援事業	⇒ 小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型老人共同生活援助事業	⇒ 認知症対応型共同生活介護
	複合型サービス福祉事業	⇒ 看護小規模多機能型居宅介護
老人福祉施設 （老人福祉法第５条の３）	特別養護老人ホーム	⇒ 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設
	養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム（同法第２９条）	⇒ 特定施設入居者生活介護※２

※１ 老人福祉施設・サービスの利用にあたっては、原則として介護保険制度が適用されます。ただし、虐待等緊急の場合は、養護老人ホームへの措置入所が行われます。

※２ すべての特定施設入居者生活介護に該当する訳ではありません。

○総合保健福祉センター「あいあい」は、高齢者の総合相談窓口として行政や社会福祉協議会等の事務所が併設されているほか、温泉や足湯等を備え、高齢者を始めとする市民の憩いの場にもなっています。

- 老人福祉センターは、老人クラブ、サロン、趣味の集まりなどの会合に活用されるなど、多くの高齢者団体に親しみをもって利用されています。
- 地域包括ケアシステムを推進するにあたり、高齢者が必要なサービスを受けながら地域で暮らしていくための在宅サービスの強化が求められています。

(取り組み)

- ◎建設労働組合等と協働して行う住宅改修の支援対象者を親族等から援助が受けられないひとり暮らし高齢者に加えて、高齢者のみの世帯にも拡大します。
- ◎公営住宅への優先入居とともに、住宅セーフティネット等国や民間の団体等のしくみや空き家情報バンクの利用方法を含めて、高齢者が入居可能な住まいや民間賃貸住宅について情報提供していきます。
- ◎有料老人ホームやサ高住、高齢者福祉施設等の立地の動向や方向性を把握し、立地適正化計画などのまちづくりの方針検討において、高齢者向けの住まいが適切に確保されるよう調整を図っていきます。
- ◎鈴鹿亀山地区広域連合第9期介護保険事業計画において、地域密着型サービスの施設整備のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護は、広域連合管内で1か所ずつの整備が計画されており、広域連合の選定により市内（日常生活圏域内）での整備が決定した場合、必要な事務調整を行います。

亀山市内の介護保険サービス事業所・施設（令和５年１１月現在）

サービス種別	事業所・施設数
居宅介護支援（ケアマネジャー事業所）	19
訪問介護（ヘルパー）	17
訪問入浴介護	0
訪問看護（医療機関みなし指定を除く。）	7
訪問リハビリテーション（みなし指定を除く。）	0
通所介護（デイサービス）	22
通所リハビリテーション（みなし指定を含む。）	2
短期入所生活介護（ショートステイ）	6
短期入所療養介護	1
特定施設入居者生活介護	2
福祉用具貸与	4
福祉用具販売	4
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム広域型）	5
介護老人保健施設（老健）	1
介護療養型医療施設	0

（地域密着型サービス）

サービス種別	事業所・施設数
地域密着型通所介護（デイサービス）	5
認知症対応型通所介護（デイサービス）	3
小規模多機能型居宅介護	1
サテライト型小規模多機能型居宅介護	1
看護小規模多機能型居宅介護	0
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	10
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 （特別養護老人ホーム地域密着型）	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0

出典：三重県

第5章

計画の推進

計画の推進体制

（計画の進行管理）

- 本計画を進めるにあたっては、亀山市高齢者福祉計画策定調整会議において毎年度定期的に進捗状況の確認を行い、必要に応じて亀山市高齢者福祉推進協議会に報告して検証を行います。また、計画の初年度から最終年度に至るまで、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの考え方に基づいて進行・管理します。

（計画の評価）

- 評価にあたっては、広域連合の第9期介護保険事業計画における数値等目標の達成状況に加え、三重県の第9期介護保険事業支援計画・高齢者福祉計画の進行状況や全国のすう勢も含めて分析を行います。また、市の総合計画、地域福祉計画及び他の関連する計画への影響や貢献度についても考慮するなど、総合的にを行います。

（計画内容等の見直し）

- 計画の達成状況を踏まえ、取組内容及び事業の推進方法について、保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化や、介護保険等制度の改正等により、取組内容及びその方向性を修正・変更する必要がある場合には、専門的知見を活用するとともに、亀山市高齢者福祉推進協議会に報告して提言をいただきながら、見直しを行います。

（公表）

- 計画の進捗状況等については、ホームページ等で公表し、市民に周知します。

《参考》

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画における成果指標・事業量見込み

事業	内 容	成果指標又は事業量見込
相談支援体制	地域包括支援センターの認知度	現状値 60.3%から上昇
地域ケア会議	市レベル会議の開催回数	1 回／年
	圏域レベル会議開催回数	4 回／年
	個別レベル会議の開催回数	テーマ別会議のため随時
在宅医療・介護連携	自宅で最期まで療養したいが難しいと答えた高齢者の割合	現状値 40.7%から下降
介護予防・生活支援サービス	週 1 回以上外出している高齢者の割合	現状値 94.4%から上昇
介護予防・生活支援サービス事業（訪問型）	住民主体によるサービス （シルバー人材センター分延べ利用者数）	延べ 192 人 （令和 8（2026）年度）
	住民主体によるサービス （支援を行ったまちづくり協議会の数）	3 協議会 （令和 8（2026）年度）
	短期集中予防サービス利用者数 （延べ人数）	144 人 （令和 8（2026）年度）
介護予防・生活支援サービス事業（通所型）	住民主体によるサービス （支援を行ったまちづくり協議会の数）	3 協議会 （令和 8（2026）年度）
	短期集中予防サービス利用者数 （延べ人数）	60 人 （令和 8（2026）年度）
一般介護予防事業 地域介護予防活動 支援事業	参加者数（実人数）	1,900 人 （令和 8（2026）年度）
	まちづくり協議会での介護予防活動に対し支援を行った協議会の数	9 協議会 （令和 8（2026）年度）
	介護予防活動のための講師派遣した回数	50 回 （令和 8（2026）年度）
認知症早期支援	認知症初期集中支援チームの相談件数	160 件 （令和 8（2026）年度）
認知症サポーター	累計サポーター数	6,200 人 （令和 8（2026）年度）
認知症カフェ等	集いの場（活動支援含む。）	2 か所 （令和 8（2026）年度）
介護者のつどい	開催回数	2 回／年
高齢者の住まいの セーフティネット	木造住宅の耐震化率	95.0% （令和 7（2025）年度）

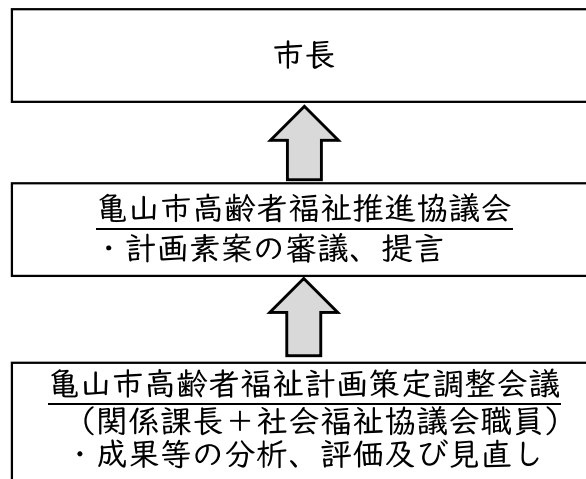
出典：鈴鹿亀山地区広域連合・健康福祉部

資料編

参考資料

策定の体制

- 本計画は、庁内及び社会福祉協議会の職員から成る亀山市高齢者福祉計画策定調整会議で、現計画の成果及び問題点を客観的に分析するとともに、評価及び見直しを行い、素案を検討しました。
- また、学識経験者、保健、医療及び福祉機関関係者、福祉関係団体の役職員、介護保険被保険者、関係行政機関の職員等から成る亀山市高齢者福祉推進協議会において、亀山市高齢者福祉計画策定調整会議から報告された素案を審議しました。



※庶務は、健康福祉部（地域福祉課）

- 本計画の策定にあたっては、構成市として広域連合の策定委員会等で第9期介護保険事業計画の策定に参画し、施策等の調整に関わり、本計画との整合を行っています。
- また、高齢者福祉に関わるサービスのニーズを把握するため、広域連合が実施した「高齢者介護に関する調査」の結果を参考にしています。

策定までの経過

年 月 日	内 容
令和 4（2022）年 11 月 ～令和 5（2023）年 1 月	広域連合による高齢者介護に関する調査実施
6 月 28 日	第 1 回亀山市高齢者福祉計画策定調整会議 ・計画策定の概要とスケジュール等の説明 ・現計画の評価及び課題 ・高齢者の現状
7 月 25 日	第 1 回亀山市高齢者福祉推進協議会 ・計画策定の概要とスケジュール等の説明 ・現計画の評価及び課題 ・高齢者の現状 ・高齢者介護に関する調査結果
9 月	亀山市高齢者福祉計画策定調整会議ヒアリング ・中間案作成への意見聴取
10 月 3 日	第 2 回亀山市高齢者福祉推進協議会 ・中間案の審議
12 月	亀山市高齢者福祉計画策定調整会議ヒアリング ・計画素案への意見聴取
令和 6（2024）年 1 月	亀山市高齢者福祉推進協議会ヒアリング ・計画素案への意見聴取
1 月 19 日	第 2 回亀山市高齢者福祉計画策定調整会議 ・計画最終案の協議
1 月 23 日	第 3 回亀山市高齢者福祉推進協議会 ・計画最終案の審議
2 月 16 日～ 3 月 18 日	パブリックコメントの実施（31 日間）

関係規定

亀山市高齢者福祉推進協議会要綱

(設置)

第1条 市における保健、医療、介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携し、高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らせるよう高齢者福祉に関する施策の推進について協議するため、亀山市高齢者福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画として策定する亀山市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する協議
 - (2) 計画の進捗状況に関する協議
 - (3) 高齢者に関する地域課題の解決に関する協議
 - (4) 鈴鹿亀山地区広域連合が策定する介護保険事業計画との連携及び調整
 - (5) その他設置目的を達成するために必要と認められること。
- （令3告示56・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 保健、医療及び福祉関係機関に属する者
 - (3) 福祉関係団体の役職員
 - (4) 介護保険被保険者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 市職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- （令3告示56・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調整会議)

第7条 協議会は、計画の評価及び見直しに必要な検討を行うために、調整会議を置くものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(平28告示100・平30告示67・令4告示84・一部改正)

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年10月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(亀山市高齢者保健福祉計画検討委員会要綱の廃止)

- 3 亀山市高齢者保健福祉計画検討委員会要綱（平成18年1月20日施行）は、廃止する。

附 則（平成28年3月31日告示第100号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第67号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第56号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第84号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

亀山市高齢者福祉計画策定調整会議規程

(設置)

第1条 亀山市高齢者福祉推進協議会設置要綱（平成26年亀山市告示第166号）第7条の規定にする調整会議として、亀山市高齢者福祉計画策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、亀山市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の成果及び問題点を客観的に分析し、計画の評価及び見直しを行うため必要な検討を行い、その結果を亀山市高齢者福祉推進協議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 調整会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は地域福祉課長を、委員は政策推進課長、まちづくり協働課長、市民課長、健康政策課長、環境課長、都市整備課長、建築住宅課長、防災安全課長、病院総務課長、予防課長、生涯学習課長及び亀山市社会福祉協議会の職員をもって充てる。

（平28訓令9・平30訓令3・令4訓令7・令5訓令19・一部改正）

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(懇談会の開催)

第6条 調整会議は、老人福祉事業の量の目標及びその量の確保のための方策を検討するため、必要に応じて関係者との懇談会を開催するものとする。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

（平28訓令9・平30訓令3・令4訓令7・一部改正）

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月22日から施行する。

（亀山市高齢者保健福祉計画検討幹事会規程の廃止）

2 亀山市高齢者保健福祉計画検討幹事会規程（平成18年亀山市訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成２８年３月３１日訓令第９号）
この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日訓令第３号）
この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日訓令第７号）
この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年５月１９日訓令第１９号）
この訓令は、令和５年５月１９日から施行する。

委員名簿

亀山市高齢者福祉推進協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	構成区分	氏名	役職名等
会長	学識経験を有する者	菅原 秀次	鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部医療福祉学科准教授
副会長	保健、医療及び福祉関係 機関に属する者	田中 英樹	亀山医師会理事
委員	保健、医療及び福祉関係 機関に属する者	林 隆俊	亀山歯科医師会役員
	保健、医療及び福祉関係 機関に属する者	榎谷 英一	亀山市社会福祉協議会会長
	保健、医療及び福祉関係 機関に属する者	駒谷 みどり	亀山市基幹型地域包括支援センター長
	福祉関係団体の役職員	小林 智子	亀山市民生委員児童委員協議会 連合会会長
	福祉関係団体の役職員	渡邊 勝也	亀山市老人クラブ連合会会長
	福祉関係団体の役職員	牧 森 強	社会福祉法人 安全福祉会 特別養護老人ホーム 安全の里施設長
	介護保険被保険者	松永 里子	市民
	介護保険被保険者	竹林 加代子	市民
	関係行政機関の職員	伊藤 淳	鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課 管理GL
	関係行政機関の職員	辻村 俊孝	亀山市市民文化部長
	関係行政機関の職員	小林 恵太	亀山市健康福祉部長
	関係行政機関の職員	豊田 達也	亀山市立医療センター 地域医療部長(兼)健康福祉部参事

用語解説

【あ行】	
I C T (アイ・シー・ティ)	InformationCommunicationTechnology の略で、情報や通信に関する技術の総称のこと。
空き家情報バンク	空き家の有効活用を通じて、市内への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に資が「空き家情報バンク」を設置し、空き家情報の収集と提供を行う制度。
アプリ de ウェルネス推進事業	対象者一人ひとりが健康習慣を試みることができる歩数計・ポイント管理機能等を有するアプリを活用した健康習慣づくり支援の事業。
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業の中の一つで、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく行う介護予防事業。
医療介護総合確保推進法	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するもの。
インフォーマルサービス	家族、近隣、知人、ボランティア等が行う援助のほか、行政が行う公式な（フォーマル）サービス以外の民間のサービスを含めた非公式な（インフォーマル）サービスのこと。
A C P (エー・シー・ピー)	AdvanceCarePlanning（アドバンス・ケア・プランニング）の略。もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。
栄養改善	低栄養状態にある高齢者やその予防として栄養状態の改善を図る目的で栄養管理を行うこと。
N P O (エヌ・ピー・オー)	ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
M C I (エム・シー・アイ)	→軽度認知障害を参照。
エンディングノート	終末期及び死後に、家族や支援者が様々な判断や手続きを進める上で必要な情報を書き残すためのノート。医療、介護など自身の希望を書き留めることで、意思疎通が困難になっても、本人の意思を尊重することができるもの。
おもいやり駐車場	ベビーカーを押している人、妊娠している人、障がいのある人、高齢者、傷病人など車いす用駐車区画の区画幅は必要ないが、できる限り建物の近くに駐車する必要がある人のための駐車区画。
オレンジプラン	→認知症施策推進総合戦略を参照。

【か行】	
介護給付	要介護１から要介護５と認定された人を対象とした介護サービスについて、総費用の１割(一定以上の所得者の場合は２割又は３割)を自己負担するもの。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	利用者の希望や心身の状態等を考慮してケアプランの作成や介護サービスの調整・管理を行う専門職。
介護者のつどい	情報交換や介護に関する学習会などを通して、介護者同士（認知症・寝たきり・虚弱などにより介護や介助が必要な高齢者・障がい者の方々を看ているご家族）が集う場であり、介護方法や介護で困っていることをひとりで抱え込まずに、同じ悩みを抱えている者・経験した者同士で交流できる。
介護保険事業計画	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を図るため、厚生労働大臣が定める基本指針に則して、市町村等が３年を１期として策定する計画。鈴鹿市及び亀山市においては、介護保険の保険者である広域連合が策定する。
介護保険事業支援計画	都道府県が国の基本指針に則して、３年を１期として定める計画。都道府県介護保険事業支援計画では、当該都道府県が定める区域ごとの必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数、その他の介護給付等対象サービスの量の見込みや介護サービス情報の公表に関する事項を定めることとなっている。
介護保険施設	介護保険で被保険者である利用者にサービスを提供できる施設。介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院がある。
介護保険法	高齢化に対応し、高齢者を国民の共同連帯のもと支えるしくみとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。平成９年１２月に公布、平成１２年４月に施行された。
介護用品支給事業	在宅で常時おむつを必要とする６５歳以上の高齢者等を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とするサービス。
介護予防	高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・日常生活支援総合事業の中の一つで、要支援認定を受けた人又は基本チェックリスト該当者を対象として、訪問や通所等によって介護予防と生活支援サービスとを一体的に提供し、日常生活の自立を支援するための事業。
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成２３年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成２６年の改正により新たに再編成され、平成２９年４月末までに全市区町村で実施することとなったもの。

介護予防マネジメント	予防給付のマネジメントと、地域支援事業の介護予防事業のマネジメントを指す。市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等、主任ケアマネジャーが主に対応する。地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指し、要支援状態となることの防止と、要支援者の要介護状態への悪化防止の一体的対応が行われる。
介護療養型医療施設 (2024年3月までの経過措置)	療養型病床群等を有する病院又は診療所であり、入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う介護保険施設。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所している要介護者に対して、介護等の日常生活上の世話や、機能訓練、その他必要な世話を行う介護保険施設。 (2015年8月から65歳以上の要介護3以上の方)
介護老人保健施設	入所している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う介護保険施設。
介護離職	家族の介護を理由として、退職や転職をすること。
家族介護支援事業	地域支援事業の任意事業で、地域における認知症高齢者の見守り・支援体制づくりや介護にあたっている家族等の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。(事業者との見守り協定締結、家族介護慰労金支給事業など)
カナリアチーム	→亀山市認知症初期集中支援チームを参照。 令和元年度に命名した認知症初期集中支援チームの通称名。認知症の人が周りの人々と会話を楽しみながらその人らしく暮らせるよう、多職種のチームで支援ができたという思いで命名した。認知症のシンボルカラーはオレンジであるが、その前段階から市民に広く知っていただき、誰もが関われることを願い、オレンジより薄いカナリア色とした。
亀山市健康まちづくり計画	食育、健康、医療の各分野における行政施策を民間のサービスや地域の取り組みと連携して総合的に展開するため、健康と医療に関わる計画を整理・統合し策定された計画。
かめやま健康都市大学	『緑の健都かめやま』の実現に向けて、市民の主体的な健康づくりや健康都市の考え方の浸透を図るため、健康都市政策に関する講座を開催するもの。
亀山市交通バリアフリー構想	「市民と地域が育む 安心・安全の人にやさしい亀山」を基本理念とし、重点的にバリアフリー化を推進する重点整備地区や、バリアフリー化のために実施すべき事業が盛り込まれた構想。
亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議	高齢者等に対する虐待防止、虐待を受けた高齢者等の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うための連携協力体制の整備、関係機関との連絡調整等を図る会議。
亀山市高齢者福祉推進協議会(地域ケア推進会議)	市の日常生活圏域における最上位の地域ケア会議。地域関係者の連携を図り、地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげ、市の高齢者福祉計画や広域連合が策定する介護保険事業計画や国・県等への提言を行う。
亀山市障がい者福祉計画	障がいの有無にかかわらず、お互いに個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、具体的な取り組みを示した計画。

亀山市食生活改善推進協議会	「健康づくりは家庭から」「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、子どもから高齢者までの食を通じた健康づくりに取り組むボランティア団体。
亀山市地域福祉計画（亀山市地域福祉活動計画）	誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、さまざまな生活課題に地域全体できめ細かく取り組むしくみづくりや、福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを進めるために策定した計画。亀山市地域福祉計画と一体的に策定。
かめやまホームケアネット	市内の多職種（医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所など）が連携して在宅医療を実施するしくみ又はその名称。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護Ⅰ以上の方で、医療的なケアを必要とする人に対して、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービス。地域密着型サービスの一つ。
基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センターのうち、センター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア推進会議の開催などの役割を担うもの。
キッズサポーター	認知症を正しく理解し、認知症高齢者等やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターのうち、本市では、小中学生のサポーターことをいう。
居宅介護支援	居宅の要介護者の状況に応じて介護サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが利用できるよう支援するもの。
居宅療養管理指導	在宅療養で、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス。
緊急通報システム事業	身体や生活環境の理由により緊急時に連絡をとることが難しい人に、緊急通報装置を貸与し、自宅で身体の具合が悪くなったときなどに、ボタンを押すだけで緊急通報センターにつながり、緊急通報センターから近隣の協力者や家族などと連絡をとるシステム。必要に応じて救急車の要請も行う。
ＱＯＬ（クオリティ・オブ・ライフ）	Quality Of Life の略。心身の健康を維持し、自らの意思により尊厳をもった生活を送ること。生活の質。
グループホーム	→認知症対応型共同生活介護を参照。
ケアマネジメント	利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせ提供するためのケアプランの作成とサービス利用のための調整を行うこと。介護サービスや福祉事業などの公的（フォーマル）サービスと、地域資源や民間事業所などによって提供される非公的（インフォーマル）サービスを組み合わせ、利用者に最も適切なサービスが提供されるよう努めることが必要とされる。
ケアマネジャー（介護支援専門員）	介護支援専門員を参照。
軽度認知障害（ＭＣＩ）	記憶力に障害があってももの忘れの自覚があるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障害がみられず、日常生活への影響はないかあっても軽度のものである状態。

軽費老人ホーム (ケアハウス等)	在宅で生活することが困難な高齢者が入居する、低価格の老人ホーム。食事付きの A 型、自炊の B 型、高齢者のケアに配慮したケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）がある。ケアハウスは介護保険の施設ではないが、指定を受ければ特定施設入居者生活介護として在宅サービスを利用できる。
敬老祝金・敬老祝品	「敬老の日」の趣旨に鑑み、多年にわたって社会に貢献してきた高齢者（事業は市内の満 88 歳、満 99 歳及び市の最高齢を対象）に対し、その長寿を祝福し、市民の敬愛の意を表することを目的に敬老祝金及び敬老祝品を贈呈する事業。
健康寿命	日常的に介護を必要とせず、健康で自立して暮らすことができる生存期間。新しい寿命の指標として、平成 12 年に世界保健機関（WHO）が提唱した。（本計画で参考としている三重県の健康寿命については、三重県の HP「三重県の健康寿命」健康寿命の推計方法を参照。）
健康都市連合	平成 15 年に WHO 西太平洋地域で設立された健康都市づくりに取り組む都市間の国際的なネットワークのこと。国際的な協働を通して健康都市の発展のための知識や技術を開発することを目的としている。亀山市は平成 22 年 7 月加盟。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利を擁護し、ニーズ表明を支援し代弁すること。
広域連合	→鈴鹿亀山地区広域連合を参照。
高齢化率	全人口に占める高齢者（65 歳以上の人）の割合。
高齢者住まい法	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」国による居住の安定の確保に関する基本的な方針及び都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定について定め、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現しようとするもの。平成 23 年 4 月に一部改正され、介護保険法との連携が図られた。
高齢者専用賃貸住宅	日本の住宅政策における住宅分類の一つ。高齢者の入居を拒まない「高齢者円滑入居賃貸住宅」のうち、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅をいう。平成 23 年 10 月に制度が廃止され、後継として「サービス付き高齢者向け住宅」の登録が開始された。
コグニサイズ	脳と体の両方を同時に使い、加齢とともに低下しやすい記憶や認知機能を効率的に向上させることを目的としている運動。認知を指す「コグニ」と、運動を意味する「エクササイズ」の 2 つを組み合わせた造語。
国保データベースシステム（KDB）	国保連合会が保険者の委託を受けて行う「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的・効果的な保健事業の実施を支援することを目的として構築されたシステム。
コーホート変化率法	一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	支援を必要とする高齢者や障がい者等に、地域の援助を通して、地域と人々とを結びつけたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整する役割を持つ人材。

【さ行】	
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。
在宅医療	通院が困難になったとき、かかりつけ医など医療関係者の訪問による診療や治療、処置などを受けながら、自宅などの住み慣れた場所で病気の療養を行うこと。
在宅介護	高齢者などの要介護者を自宅で介護すること。訪問介護や訪問看護、デイサービス、デイケア、ショートステイなど介護保険制度の介護度に応じて各種の在宅介護サービスを利用することができる。
CSW	→コミュニティソーシャルワーカーを参照。
市町村老人福祉計画	→老人福祉計画を参照。
市長申立	成年後見制度を利用したくても、申立てることのできる配偶者や四親等内の親族がおらず、申立てることができない場合、市長が代わりに家庭裁判所へ申立てること。
指定介護予防支援	要支援１・２の認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の調整や、事業所などと連絡を行う支援をいう。
市民後見人	一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。
社会福祉士	身体上または精神上の障がいや環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導などを行う専門家。社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。
社会保障制度プログラム法	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」公的年金、医療、介護などの社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備するために定められた法律。
住宅セーフティネット	経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として、住宅に困窮する世帯に対する住宅施策。
住宅リフォーム助成事業	良好な住環境を確保するため、現在住んでいる住宅を市内の施工業者に依頼して改修する場合、その費用の一部を助成する事業。
終末期医療	老衰や疾病、障害等の進行により短期間内において死が避けられないと判断された時に行う医療のこと。
主治医	ある患者や家族の診療を長期的に担当する、かかりつけの医師のこと。また病院等では、ある患者に関し複数の医師が関与するが、その中でも診察から治療までのすべての過程で中心的に担当する医師のことをいう。

重層的支援体制	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う体制。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ受けるサービス。地域密着型サービスの一つ。
小地域ネットワーク活動	地域の寝たきりやひとり暮らし高齢者、障がい(児)者、子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、市区町村社会福祉協議会の内部組織として、地域まちづくり協議会ごとに設置されている福祉委員会等によって行われる地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動。
シルバー人材センター	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益社団法人。
鈴鹿亀山消費生活センター	鈴鹿市・亀山市の住民が身近なところで気軽に消費生活に関する相談を受けられるよう、平成18年4月3日に広域連合が開設した相談機関。相談は無料で、専門的な知識を有する消費生活相談員が相談を受け付けている。
鈴鹿亀山地区広域連合(広域連合)	平成11年6月1日、三重県内8番目の広域連合として誕生し、鈴鹿市及び亀山市をその構成団体として広域市町村圏計画の策定及び連絡調整と介護保険事業を主たる業務としている。
生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度。
生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援、介護予防の担い手の養成、発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。
生活支援サービス	見守り、配食、買い物支援など日常生活に援助が必要な在宅高齢者を様々な方法やアプローチで支援する福祉サービス。
生活習慣病	食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれます。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に不利益が生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消したりできるようにする制度。
セーフティコミュニティ・ヒューマンネットワーク 亀山	市内で発生・出沒している不審者による事件や行方不明者などの情報を亀山地区防犯協会が配信する事業。
粗大ごみ軒先収集	市内在住の高齢者(65歳以上)または障害者手帳所持者のみの世帯で、市内に直系2親等以内の親族(65歳未満)がいないため、地域の集積所、総合環境センターに運搬できない人を対象に、無料で訪問収集を行う事業。

【た行】	
第1号被保険者	介護保険に加入している65歳以上の人。
第2号被保険者	介護保険に加入している40歳から65歳未満の人。（医療保険加入者のみ）
第1号訪問事業	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日曜生活上の支援を提供するサービス。
第1号通所事業	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービス。
第2次亀山市総合計画	亀山市の目指すべき姿を描き、まちづくりの目標や実現のための大綱を明らかにする『基本構想』を最上位に、当該構想の実現を目指すための施策を計画付ける『基本計画』と、それら施策の達成に資する主要事業計画である『実施計画』の3層構造により形成している。
ターミナルケア （終末期ケア）	治すことが難しい病気にかかり、末期状態にある患者で、余命を自分らしく過ごしたいと希望する患者・家族の希望に沿って、少しでも心穏やかに過ごせるように痛みや不安、ストレスを緩和し支援すること。患者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ＝自分らしい生活の質）を保つことを目的としている。
タクシー料金助成事業	心身の事情により乗合タクシーに乗車することが困難である高齢者や障がい者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することで社会活動を促進する事業。
団塊ジュニア	団塊の世代の子供の年代に当たる。第二次ベビーブームに生まれた世代。
団塊の世代	日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる社会。
地域ケア会議	地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する行政職員、地域の関係者等から構成される会議体。
地域支援事業	要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。介護予防事業、包括的支援事業、その他の任意事業からなる。
地域資源	地域にある様々なニーズを充足するために用いられる制度・機関・人材・資金・技術知識等の有形無形の資源。
地域包括ケア病床	入院治療後、病状が安定した患者に対して、リハビリや退院支援など、効率的かつ密度の高い医療を提供するために、厳しい施設基準をクリアし、国から許可を受けた在宅復帰支援のための病床。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供するしくみをいう。

地域包括支援センター	全ての地域住民の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3職種のスタッフにより、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待対応、権利擁護を行う。
地域まちづくり協議会	おおむね小学校区に相当する区域において、区域に居住する者や区域に存する公共的団体などで構成され、多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織。
チームオレンジ	ステップアップ講座等を修了した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みを地域で構築する。
ちょこボラ	地域住民が互いに支えあう生活支援活動や住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、活動や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくり。
地域密着型サービス	介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続させるために、地域の特性や実状に応じて計画的にサービスが提供できるよう、保険者が指定・指導監督を行うサービス。
超高齢社会	世界保健機関（WHO）や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。
通所介護	デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供等日常生活の世話を受けたり、機能訓練を行う介護サービス。
データヘルス計画（特定健康診査等実施計画）	国民健康保険事業における健康・医療情報を活用した健康実態分析、PDCAサイクルに沿った健康課題及び対策の考え方を示した計画。レセプトのデータ分析、加入者の健康保持増進のための事業計画の作成・公表、実施、評価の取り組み。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。
特定健康診査	国のメタボリックシンドローム対策の柱として、2008年4月より導入された新しい健康診断のことで、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている。
特定保健指導	特定健康診査によって「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人に対してのみ実施され、対象者が自分の健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう、また、対象者が健康的な生活に自ら改善できるよう、さまざまな働きかけやアドバイスを行う。
特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホームなどが、入居者に行う入浴、食事等の介護、日常生活上の支援サービス。
特別養護老人ホーム	→介護老人福祉施設を参照。

【な行】	
日常生活圏域	その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。中学校区を基本とする。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
日常生活自立支援センター	認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、意思・判断能力が十分でない人の権利擁護を目的とした事業を行う。
日常生活用具給付事業	おおむね 65 歳以上で、寝たきりや認知症高齢者などに対し、火災警報器や自動消火器、電磁調理器、徘徊探索装置を給付する事業。
認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障がいがおこり、通常の社会生活に支障が出ている状態。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。地域での日常生活・家族支援の強化に向けての取組の一つ。
認知症基本法	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する為、令和 5（2023）年 6 月に制定された法律。国、地方公共団体等の責務や基本的施策等が定められている。
認知症キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」をボランティアの立場で開催し、講師役を務める人。
認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したもの。
認知症等高齢者等個人賠償保険事業	認知症等の高齢者及びその家族が日常生活における偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負う場合に備えるため、市が当該賠償責任に係る保険契約を締結する事業。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受けた人。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。
認知症サポート医	独立行政法人国立長寿医療研究センターが行う認知症サポート医養成研修を修了し、「かかりつけ医」への助言等の支援を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
認知症初期集中支援チーム（カナリアチーム）	認知症が疑われる人やその家族などを訪問し、的確にアセスメントを行い、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら、初期の支援を包括的・集中的に行う。メンバーは、看護師・介護福祉士などの専門職 2 名とサポート医 1 名の計 3 名以上で構成される。
認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	厚生労働省が「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する」ために、「認知症施策推進 5 か年計画」（2012 年 9 月公表のオレンジプラン）を改め、2015 年 1 月に策定したもの。

認知症施策推進大綱	厚令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議にて閣議決定された。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進める。
認知症専門医	日本認知症学会が認定する認知症の診断や治療経験が一定以上ある医師。認知症の早期診断や治療によって、患者の人数を減らすことを目的とし、神経内科や精神科、リハビリテーションなどの専門医が一定の基準を満たす場合に、認知症専門医として認定される。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う介護サービス。地域密着型サービスの一つ。
認知症対応型通所介護	認知症の状態にある人を対象として、居宅からの送迎、簡単な健康チェック、食事、排せつ、入浴など、日帰りで日常生活上の世話を行う他、簡単な機能訓練などを行う介護サービス。地域密着型サービスの一つ。
認知症地域支援推進員	認知症について専門的な知識を有する人で、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症高齢者などやその家族を支援する相談業務を行う役割を持つ人。
認知症等高齢者見守りシール	認知症等でひとり歩きがみられる人が行方不明になったときに、発見者が家族などへ連絡できる専用サイトにつながるシール。
乗合タクシー制度	乗降場所（地域停留所）と公共施設の目的地（特定目的地停留所）を結ぶ公共交通。利用料金は距離に応じた定額制で、乗合で送迎する。
【は行】	
配食サービス	おおむね65歳以上の高齢者等に栄養バランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供するとともに、安否確認も行い、自立と生活の質の確保及び保健予防を図るサービス。
蜂の巣駆除	市内在住の65歳以上の高齢者又は障害者手帳所持者のみの世帯で、市内に直系2親等以内の親族（65歳未満）がいない世帯の蜂の巣の撤去、蜂の駆除を市が業者に依頼し無料で駆除するもの。
バリアフリー化	高齢者や障がい者だけではなく、全ての人のために日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。（関連：ユニバーサルデザイン）
P D C Aサイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
ひとり歩き探索装置	在宅でひとり歩き行動のある認知症の高齢者に、人工衛星を利用してその人の位置を割り出すシステムであるGPS（グローバルポジショニングシステム）を活用した装置を携帯させ、行方不明等の事故を未然に防止するためのしくみ。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人（要配慮者）のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

福祉委員	地域の中で、支援を必要とする高齢者等やご家族に対して、近隣の相談相手となるとともに、民生委員・児童委員や自治会等と連携しつつ、地域福祉活動を推進する人材。
福祉電話貸与事業	電話がない低所得のひとり暮らし高齢者に電話を貸与することで、緊急時の連絡手段を確保するとともに、生活上の不安を解消する事業。
福祉避難所	自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ保護する施設をいう。
福祉移送サービス	NPO 等が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者の移送を行う、「自家用自動車有償運送」の一つ。
ブランチ	住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための窓口。(→在宅介護支援センター)
ふれあい・いきいきサロン	高齢者等と地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる事、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動。
フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。フレイルに対する適切な介入、支援により、生活機能の維持向上が可能とされている。
平均寿命	0歳の者があと平均何年生きられるかを示した数（平均余命）。日本は男女とも世界最高水準の長寿を維持している。
ヘルスリテラシー	健康や医療に関する情報を探したり、活用したりする能力のこと。
ヘルプマーク	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている障がいのある人や病気の人などが、日常生活や災害時などで困ったときに周囲に示し、周囲に示し、支援や理解を求めやすくするマーク。
包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント事業）	介護予防ケアプランの作成を行う「介護予防マネジメント事業」、地域の高齢者の実態把握やサービスの利用調整を行う「総合相談・支援事業」、虐待の防止や早期発見を行う「権利擁護事業」、ケアマネジャーの支援を行う「包括的・継続的マネジメント事業」の総称であり、地域支援事業に含まれる。
訪問介護	ホームヘルパーが訪問して入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行う介護サービス。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により行う看護。（療養上の世話又は必要な診療の補助）
ボランティアコーディネーター	市民が社会的な活動に参加することを促進し支える専門スタッフのこと。
ボランティアポイント制度	高齢者がボランティアとして介護支援などの活動をおこなった際にポイントが付与され、取得したポイントに応じて交付金が支給される制度。

【ま行】	
三重県徘徊高齢者等 SOSネットワーク	徘徊等により行方不明になる認知症高齢者を早期発見、安全に保護するための効果的な取り組みを促進することを目的とした、認知症高齢者の行方不明者に係る関係機関との連絡会議。
民生委員・児童委員	それぞれの担当地域において、住民の生活状態を必要に応じて把握し、援助を必要とする人に対して相談・助言を行い、自立した生活を支援するための福祉サービスの手配等の援護活動を行う委員。児童委員を兼ねる。
【や行】	
有料老人ホーム	高齢者が入所し、食事の提供やその他の日常生活上必要な便宜を受けることができる施設で、老人福祉施設でないもの。入居に際しては一定の費用が必要。
ユニバーサルデザイン	製品、建物、環境等について、あらゆる人が利用できるように初めから考えてデザインする概念。
要介護認定	介護サービスを受けようとする被保険者の申請によって、市町村（保険者）が行う要介護状態区分（要支援１・２、要介護１～５）の認定のこと。
養護老人ホーム	65歳以上で、家庭環境や経済的理由等により、在宅での生活が困難な人が入所できる施設。
予防給付	要支援１・２と認定された人を対象とした介護予防サービスについて、総費用の１割（一定以上の所得者の場合は２割又は３割）を自己負担するもの。
【ら行】	
リハビリ（リハビリテーション）	病気やけがなどによって障がいを負った人が、自立した元通りの生活もしくは元通りの状態に近い生活を送るための訓練のほか社会的統合を促す全体として環境や社会に手を加えることも目的としている。介護保険においては、心身機能のアプローチを通して、利用者の生活機能を向上、発展させていくリハビリテーションを推進している。
リビング・ウィル	自分で意思を決定・表明できない状態になったときに受ける医療について、あらかじめ要望を明記しておく文書。（生前意思表示）
レスパイト	一時的中断、小休止を意味する英語。在宅医療の対象者で、医療ニーズが高く、介護保険のショートステイの利用が難しい患者などを対象とした医療機関での短期間入院のこと。
老人クラブ	高齢者を会員とする自主的な組織。1950年頃、豊かな知識と経験を生かして地域社会における諸活動に参加することにより、老後の生活を健全で豊かなものとし、生きがいを高めようという目的で結成された。
老人福祉計画	地域における総合的なケアシステムの確立などをめざして作成されるもので、市区町村老人福祉計画と都道府県老人福祉計画がある。市区町村等の計画は、地域のニーズを把握し、将来必要とされる福祉サービスの目標量を定め、その供給体制の整備を行うものとされている。

老人福祉施設

老人福祉法に基づき設置される高齢者の福祉を図る施設の総称。老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターの7種がある。

老人福祉法

高齢者福祉の基本法として、高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的に、昭和38年に制定された法律。

亀山市高齢者福祉計画

[令和6年3月]

三重県亀山市（健康福祉部 地域福祉課）

〒519-0164 三重県亀山市羽若町545番地

亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内

☎0595-84-3312 FAX0595-82-8180

e-mail : korei@city.kameyama.mie.jp



リサイクル適性[Ⓐ]

R80

古紙パルプ配合率80%
白色度82%の再生紙を使用しています